
■用語篇

用
語

*印は、本用語篇に用語解説があることを示す。

→印は、当該説明項目に関する資料・統計が本書内に掲載されていることを示す。

I M F (国際通貨基金) International Monetary Fund →131～37ページ

アジア開発銀行 (A D B) →138～40ページ

アジア経済研究所 (I D E) →157～59ページ

アジア太平洋経済協力 (A P E C) Asia Pacific Economic Cooperation; A P E Cは、1989年にオーストラリアのホーク首相の提案を受けて発足したもので、アジア太平洋地域の持続的な経済発展を図るために設立されたフォーラム。現在の参加メンバーは、A S E A N*（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）・米州（アメリカ、カナダ、メキシコ、チリ）・オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア）・他のアジア（韓国、日本、中国、香港、チャイニーズ・タイペイ）の18カ国・地域。A P E Cの活動は、経済非公式首脳会議、閣僚会議、高級事務レベル会合、各種大臣会合等からなり、1989年オーストラリアで第1回閣僚会議を開催後、現在まで8回の閣僚会議と4回の非公式首脳会議を開催（第7回閣僚会議と第3回非公式首脳会議は大

阪で開催）している。昨年11月のフィリピン会合では2010年および2020年の貿易・投資の自由化・円滑化に向けて全メンバーが「国別行動計画」を提出。また自由化・円滑化作業と並ぶ「車の両輪」として推進すべき経済・技術協力*の重要性が再確認された。1997年はカナダが議長国であり、11月にバンクーバーで閣僚会議、首脳会議が開催される予定。（→174～81ページ）

アジェンダ21 Agenda21; 1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開かれた環境と開発に関する国連会議（U N C E D）で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の諸原則を実施するため策定された、21世紀に向けての具体的な行動計画のこと。前文、セクションI「社会的・経済的側面」、II「開発資源の保護と管理」、III「主たるグループの役割の強化」、IV「実施手段」の四つのセクション40章から構成されている。法的拘束力は持たないが、今後の各開発政策の指針となっている。アジェンダ21の基本的理念は、全人類の活動が地球環境に及ぼす影響を考慮し、経済活動を改める必要性があるという認識の下、環境と開発を両立させることを意味する「持続可能な開

発」(sustainable development) というコンセプトに表れている。また、92年の第47回国連総会ではアジェンダ21の実施状況をフォローアップする機関として「持続可能な開発委員会*(Committee on Sustainable Development:CSD)」が設立された。

ASEAN (東南アジア諸国連合)
Association of South East Asian Nations; 1967年8月、タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、インドネシアの5カ国が創設したアジアで初めての地域協力機構。創設宣言である「パンコク宣言」で経済、社会、文化各面での地域協力の強化を強調したが、70年代半ばまでインドシナ諸国の共産化を背景に、活動は東南アジアの政局安定を目的に加盟各国間の善隣友好外交の制度化、信頼醸成活動に重きがおかれた。ヴィエトナム戦争が終了した70年代末から、活動の主体は域内経済協力の強化に移り、ついで80年代末には冷戦体制の終了、グローバリゼーションの拡大を背景に、地域全体で経済発展を目指す地域志向型発展戦略の可能性を追求しはじめた。この結果、89年APEC*へのASEANとしての参加に合意、ついで93年1月から2003年を目標とするASEAN自由貿易地域*(AFTA)の形成に合意するなど域内経済協力をより強化する一方で、95年7月にヴィエトナムの加盟を承認、97年7月にはラ

オス、ミャンマーの加盟を承認し、全東南アジアのASEAN化に一步近づけた。また、アジア地域フォーラム(ARF)、アジア欧州経済会議(ASEM)を主催するなどASEANの発言力の強化にも努めている。

ASEAN産業協力(AICO)

ASEAN Industrial Cooperation; AFTA(ASEAN自由貿易地域*)、APEC(アジア太平洋経済協力*)、WTO*(世界貿易機関)などのもとで貿易自由化が進展している現状を背景に、1996年4月に誕生したASEANの新たな産業補完スキーム。既存の産業補完スキームであるBBC(ASEAN自動車部品補完計画*)とAJIV(ASEAN合弁事業)の廃止を前提に、両スキームの特色を活かして産業競争力強化、貿易自由化促進、中小企業・裾野産業の育成などを目指そうとするもの。96年11月に発効した「AICOスキームに関する基本協定」に基づきAICO企業に認定されると、40%以上の原産地規則を満たした最終完成品あるいは最終製品に使用される中間部品、原材料のいずれかの製品を貿易しあう場合、0~5%の範囲で特恵関税が供与されるほか、国産化認定、非関税恩典などの特典が与えられる。最低2カ国の合意で実現できること、対象製品には5%以下の低関税が適用される

ことなどから、域内分業の再編、相互補完体制の強化をねらう多国籍企業からも歓迎されており、スキーム参加を希望する企業が相次いでいる。
ASEAN産業高度化に向けた展望と課題 1992年、日本の通商産業省により作成された「2000年のアジア太平洋地域のビジョンと課題」を具体的な政策につなげるため、同地域の産業実態を踏まえ、同省によって作成された報告書。93年の日・ASEAN通商産業大臣会合*に提出された。

本報告書では、ASEAN*の工業化の軌跡を概観し、高度成長を支えた条件の変化を踏まえ、今後の産業高度化のための事業環境整備に必要な政策的対応につき、以下の項目を提案している。①産業インフラ整備、②人材育成、③裾野産業*育成、④技術移転*の基盤整備、⑤環境問題への対応、⑥企業（特に中小企業）の資金調達の円滑化、⑦貿易・投資の自由化、⑧規模の経済性に対応した市場の確保（ASEAN自由貿易地域*〈AFTA〉の推進等）、⑨産官の緊密な情報交換など基礎的政策環境整備。さらに、これら各項目につき、ASEAN諸国自らの役割とともに我が国の協力の方向を示している。

ASEAN諸国は、インフラ、人材、部品供給等の裾野産業の不足というボトルネックを解消しつつ、産

業高度化を図ることが必要であり、我が国としては、ASEAN諸国の自立的発展に向けた基盤整備努力を資金協力*、技術協力*により支援するとともに、我が国が国際調和型産業構造を実現する過程で、これら諸国との課題克服を支援することが重要である。本報告書を契機として、我が国およびASEAN諸国をはじめとするアジア太平洋地域における分業構造等の将来展望を視野に入れた政策対話が活発になることが、我が国の産業政策を相互依存関係の深化に対応したものとする観点からも、また対等なパートナーとしてのASEAN諸国との産業協力関係の基礎を築く観点からも期待される。また、今後、ASEAN以外の諸国についての分析を掘り下すことにより、アジア太平洋経済協力*（APEC）など、より広い範囲のフォーラムにおける議論の土台となりうることも期待されている。

ASEAN自動車部品補完計画（BBC） Brand to Brand Complementation; ASEAN*の経済協力スキームの一つ。民間セクター主導で域内分業を促進させることを目的としたASEAN産業補完計画（AIC）の枠組みと、ASEAN特恵関税（PTA）を適用し、同一ブランド内で自動車メーカーが部品を分業生産し域内で相互供給する計画。1988年に合意し、92年の経済閣僚会議

で最終的に承認した。自動車メーカーには恩典として国産部品としての認定、関税の50%以上の減免が与えられる。96年現在B B Cには日系自動車メーカーを中心に6社が参加している。93年からA F T A*創設のためC E P Tスキームによって関税の段階的引き下げが実施されたことからB B Cスキームの段階的廃止が95年4月の経済閣僚会議で決定されたが、新たにA I C Oスキームが96年11月に発効したことから、このスキームで認定された自動車モデルの生産中は恩典が引き続き受けられること、A I C Oスキーム実施後は、B B Cスキームの覚え書きは破棄され新たな受け付けはなされないことが決定されている。

A S E A N自由貿易地域（A F T A） ASEAN Free Trade Area; 域内貿易の拡大、産業競争力の強化および外国投資誘致の拡大を目的に、C E P T（共通効果特惠関税）スキームによって、加盟各国が1993年1月からサービス、農産物を除くすべての工業製品の関税率を段階的に引き下げてゆき、2008年までにA S E A N*域内を0%から最大5%の自由貿易地域にしようとするもので、1992年1月の第4回A S E A N首脳会議で合意された。C E P T対象製品は、加速引き下げ(fast track)と通常引き下げ(normal track)に分けられ、fast track 15業種の

製品はnormal trackより5年早く関税を0ないし5%に引き下げるこことになっている。どちらも現行関税率20%以上の製品を20%まで引き下げることが当面の目標となっている。ただし、関税引き下げによる国内産業への影響を考慮し、各國に5年間(1998年まで)という期限付きで自由化除外製品を指定できる権利が与えられている。1995年以降A S E A Nは、自由化最終達成年の5年前倒し(2003年)、C E P T対象製品の拡大(農産物自由化)など自由化の促進を図るとともに、新規加盟国ヴィエトナムのA F T A参加を承認した(最終目標年2006年)。1996年現在、A S E A N 7カ国のC E P T対象品目は4万4642、一次的除外品目は3685となっている。

A S E A N日本開発基金（A J D F） ASEAN-Japan Development Fund; 1987年12月マニラにおいて開催された日本・A S E A N*首脳会議の場で竹下総理大臣より、A S E A Nの発展と我が国との友好関係推進を願って表明された特別な協力のこと。A S E A Nの民間部門の発展およびA S E A N域内協力の更なる促進のため、資金還流措置*を通じて官民の一般アンタيد*の資金を活用しつつ20億ドルを下回らない資金協力*を実施するものである。

具体的な内容は以下の二つである。

①「投资基金」の創設。A S E A

Nにおける合弁企業等の設立または増資に際して資本参加することにより、企業の投資に伴うリスクを分担し、我が国の資本が直接投資の形でASEAN各国に流れることを促進しようとするものである。その一環として対ASEAN投資株式会社が設立された。

②円借款*, 輪銀融資の供与。民間産業部門を対象に各国の開発金融機関等を通じたツー・ステップ・ローン方式*での一般アントライド資金の供与であり、次の二つのカテゴリーに分かれる。カテゴリーAとして、ASEAN加盟国により支持される等の条件を備えた案件に関してすべてのASEAN諸国に対し各国共通に輪銀融資とあわせて円借款を供与する。カテゴリーBとしては、当基金の目的に合致した案件に対して円借款あるいは輪銀融資が供与され、円借に関しては通常の円借適格国に対し通常より低金利で供与される。

ASEAN貿易投資観光促進センター 1977年8月に開かれた日本・ASEAN*首脳会談において、福田総理大臣がASEAN貿易観光常設展示場の設置を約束したことなどを背景として設立された国際機関。本センターを設立する協定(81年5月25日発効)に基づき、東京に設立された。ASEAN諸国から日本への輸出、日本からASEAN諸国への投資、観光を促進することを目的と

し、具体的には、①ASEAN常設展示場(東京、銀座)の運営、②ASEAN諸国の產品、産業、観光および投資機会の紹介・宣伝、③関連ミッションに対する援助、助言、④貿易・投資・観光に関する調査、研究、情報の提供等を行っている。我が国は、通常運営経費の90%、常設展示場借料の100%を拠出するとともに事業拡充のため独自に任意拠出も行っている。

アフリカ開発会議(TICAD)

Tokyo International Conference on African Development; 1993年10月、東京で日本政府、国連およびアフリカのためのグローバル連合(GCA)の主催により、アフリカ48カ国と主要ドナー・国際機関を招聘して、その第1回が開催された。会議の目的は、アフリカ援助の必要性と日本の積極姿勢を示し、アフリカ諸国の自助努力*に関する理解を深めつつ、開発の在り方につきコンセンサスを形成することであった。アフリカ開発をめぐる政治経済改革、アジアの経験、民間活力、緊急援助*、地域協力ほかを議題とした討議を経て「東京宣言」が採択された。参加国の要望を受けて、開発の課題に関する「アジア・アフリカ・フォーラム」、「アフリカ・リージョナル・ワークショップ」など一連のフォローアップ措置が講じられてきており、1998年には、優先分野における進捗

状況のレビューと、行動計画の策定を目指して、第2回の開催が予定されている。

アフリカ開発銀行（AfDB） → 143
～45ページ

アンタイドータイイング・ステータス

E/Sローン E/S loan ; engineering service loan の略であって、プロジェクトの詳細な実施計画の作成に対し資金を貸し付けるローンをいう。ディスバースメント*の予定が遅いプロジェクトの場合など、本体とは別にE/Sに対してのみ借款をつけるため、このE/Sローンが成立する。最近の借款供与においても、借款供与の拡大・効率化を図る見地から、E/Sローンを積極的に活用している。

一次產品総合計画（IPC） Integrated Program for Commodities ; 1976年5月の第4回国連貿易開発会議*（UNCTAD）総会において採択された、一次產品市場の安定的拡大を目的とした計画である。この主旨は、従来個々ばらばらに行われていた一次產品商品協定交渉を一定の目的・対象品目・交渉方式・日程に従い、総合的なアプローチから取り組むもので、国際緩衝在庫*の設置およびそれへのファイナンスを行う共通基金の設置、補償融資制度の改善等が含まれている。これを受け、80年6月、共通基金協定が採択

され、89年6月に発効した。一次產品総合基金は一次產品の価格安定を目的に、緩衝在庫に対する融資（第1勘定）と研究開発、生産性向上、市場開拓等緩衝在庫以外の措置に対する融資・贈与（第2勘定）を行う。また、一次產品総合計画のもう一つの柱である個別產品協議については、現在、天然ゴム、コーヒー、砂糖、小麦、熱帯木材、ココア、およびジユートの7品目について国際商品協定が締結されている。

一般特惠関税制度（GSP） Generalized System of Preferences ; 発展途上国*の輸出所得の増加、工業化の促進、経済成長の加速化を図るため、主要先進国が発展途上国から輸入される產品に対して、最惠国税率（一般税率）よりも低い関税率を適用する制度であり、国連貿易開発会議*（UNCTAD）の決議に基づき、当初の実施期間を10ヵ年として発足した。我が国は、1971年8月1日から特惠関税制度を実施しているが、81年3月31日にその適用期限が到来したため、80年の第9回国連貿易開発会議*（UNCTAD）特恵特別委員会における国際的合意等を踏まえ、所要の改正を行った上で、同制度の適用期限を引き続き10年間延長し、91年度改正においてもその適用期間を更に10年間延長した。我が国の特惠関税制度は、累次内容が拡充されてきており、87年度の抜本的改正に引き続き88年度

および91年度においても特恵枠を大幅に拡大する方向で改正が行われた。88年度現在で、農水産品77品目（H S 4桁ベース、以下同じ）、鉱工業品は無税品と例外27品目を除く全品目について、特恵関税率（農水産品は一般税率の10～100%カット、鉱工業品は原則無税）が適用されている。90年度の特恵適用額は、約110億100万ドルである。

インドシナ総合開発フォーラム インドシナ3国（ヴィエトナム、カンボディア、ラオス）の経済社会開発のための関係国および関係機関による努力に弾みを与え、これら3国の開発戦略および主要分野での開発計画策定能力の強化を促進するため、1993年1月、ASEAN*歴訪中の宮沢総理から提唱された会合（議長国は日本）。

本会合に先立つ準備会合が1993年12月に東京で開催され、①本会合を94年、東京において、閣僚レベルで開催すること、②本会合の機能を、2国間以上にまたがるインフラ開発、3国に共通の市場経済への移行、人的資源開発等の支援等を扱うものとすること、③本会合に向けてインフラ開発分野のプロジェクト、市場経済支援、人材育成関連等に関する便覧を作成すること等が合意された。なお、参加国はインドシナ3国、ASEAN6カ国、中国、フランス、イギリス等22カ国およびアジア開発

銀行*（ADB）、国連開発計画*（UNDP）、世界銀行*等6機関（アメリカはオブザーバー）であった。

APEC→アジア太平洋経済協力 ESCAP Economic and Social Commission for Asia and the Pacific；国連アジア太平洋経済社会委員会の略称。1947年に国連経済社会理事会*の下部にある地域経済委員会の一つとして設立された。当初はエカフェ（ECAFE〈国連アジア極東経済委員会〉）の名称であったが、74年に標記のとおり改称された。97年5月現在、域内47カ国、域外4カ国の51カ国が正式な加盟国となっており、9カ国が準加盟国となっている。活動目的は、アジア太平洋地域の経済・社会問題の解決を図るために地域内諸国を支援し、地域の経済・社会発展に寄与することである。

SDRリンク SDR link；SDR（IMF*特別引出権）の配分を受けた国は、それを用いて外貨入手することができるが、その際国際収支上の理由が必要であり、また配分はIMFへの出資比率（クォータ）に比例している。このため、発展途上国*は、経済開発の必要性を理由として、クォータ分以上のSDRの配分を受けるシステムを要求しており、これをSDRと開発援助目的との「リンク」と言っている。先進国はSDRの無制限の創出は、国際通

貨体制を危くするとして反対している。

NGO—非政府機関

LLDC—後発発展途上国

LLDC国連会議 LLDC*支援のための国連主催の会議。本会議では、LLDCが現在の絶対的貧困から脱却し、最低限の生活を営みうるだけの能力を持つよう支援することが目的とされる。

第1回は1981年9月にパリで開催され、我が国を含む国連加盟国139カ国および70以上の関係国際機関が参加した。会議最終日には必要な援助、貿易、一次産品、食糧、農業、エネルギーなど広範囲な分野での国際協力のあり方を規定した「LLDCのための1980年代新実質行動計画」が採択された。

第2回は1990年9月にパリで開催され、第1回と同様、我が国を含む多数の国連加盟国、国際機関、NGO*が参加した。本会議では「1990年代におけるLLDCの開発促進のための政策措置」が採択され、援助国の援助の地理的配分と実績を考慮したカテゴリー別のLLDC向け援助目標が設定された。

円借款 発展途上国*の経済・社会基盤整備、産業開発あるいは経済の安定のために、我が国より二国間政府の合意のもとに行われる円資金の貸付である。通常、日本政府と借入国政府との間で交換公文*を締結し、

これに基づいて実施機関の間でローン・アグリーメント* (L/A) を締結する方式で実施される。海外経済協力基金* (OECD)、日本輸出入銀行*により実施されており、うちODA*に計上される条件の緩和された借款は、ごく一部の例外的な場合を除きOECDによって実施される。

援助国会議—協議グループ

援助の国際目標 発展途上国*に対する援助促進のために、先進国が達成すべきものとして設定された援助の目標値。量的目標としては、各援助国がその経済規模に見合った負担をすべきとの考え方から、その援助資金量の対GDP比率が用いられる。1961年に採択された「国連開発の10年」を受けた行動計画案に盛り込まれたのに端を発し、68年の第2回国連貿易開発会議* (UNCTAD) 総会においては「先進国は発展途上国に対する資金フロー総額（民間資金を含む）の対GDP比を1%以上とする」との勧告が採択された。その後、69年のピアソン報告*、70年のティンバーゲン報告*の提案を踏まえ70年の国連総会にて宣言された「第2次国連開発の10年」においては、ODA*の対GDP比0.7%が目標として明記され、80年の国連総会で採択された「第3次国連開発の10年の開発戦略」においては、「ODAの対GDP比0.7%目標を達成

していない先進国は、85年までに、遅くとも80年代後半までに達成するよう最大限の努力を払い、その後速やかに対G N P比1%を達成する」ことが決議された。しかし、95年実績0.7%目標を達成している国はスウェーデン、オランダ、ノルウェー、デンマークのみであり、95年3月の国連社会開発サミットにおいても、先進諸国は早期達成の努力を続けることが宣言された。なお、我が国のほかイギリス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、ベルギー、ニュージーランドは、達成期限を留保して同目標を受諾、アメリカおよびイスラエルは受諾していない。このほか90年の第2回L L D C国連会議*では、L L D C*向けO D Aの対G N P比率0.15~0.2%以上を目標とすることが決議された。

また、条件面の目標として、1978年に行われた「援助条件に関するD A C*勧告」では、①O D Aコミットメントの平均グラント・エレメント*を早急に86%以上とする、②L L D Cに対する援助は基本的に贈与とし、借款を含む場合は国ごとに3年間で86%以上とするか、全体として1年間で90%以上とするとされた。

援助評価 aid evaluation ; 援助を効果的に実施するために、各案件終了後に行われる評価。評価は案件終了直後や終了後一定期間経過後に、援助実施側、被援助国側、第三者に

より、あるいは他の援助国や国際機関とともに、実施される。援助評価の充実は、援助の実状を把握するとともに、その結果をその後の援助実施に活かす意味でも重要であり、国際的にもその重要性が指摘されている。我が国は海外経済協力基金*、J I C A*、および各省庁が様々な形で評価活動を実施している。

O E C F 環境ガイドライン

O E C F environmental guidelines ; 経済協力プロジェクトの実施に当たり、その実行が環境に与える影響を事前に考慮し、悪影響を及ぼさないようにするために、O E C F*が設定したガイドライン。発展途上国*が円借款*を要請する際に、プロジェクト実施に当たって留意すべき事柄をチェックリスト形式にまとめたもので、項目は大気・水質などの公害、自然環境、住民移転を含む社会環境である。これに基づき環境保全対策が必要とされた場合は、借入国政府に対し詳細な環境評価や、所定の対策の実施を求めるこにしている。

欧洲復興開発銀行（E B R D）→146

～47ページ

欧洲連合（E U）European Union ; 1992年2月にE C（欧洲共同体）首脳会議で調印された「欧洲連合条約」（マーストリヒト条約）の批准によって、1993年11月にE Cに代わって誕生した加盟国数では世界最大の地域統合機関。92年末までに

モノ・サービスの域内取引の障害を撤廃し、93年1月に欧州統合市場が発足した。マーストリヒト条約では、99年末までに単一通貨発行（通貨統合）に移行することを定めているが、92～93年の通貨危機でその日程は大幅に遅れている。96年現在加盟国数は15である。最高決定機関は理事会、その下に行政機関として欧州委員会（C E C）が置かれている。

ODA—政府開発援助

O P E C（石油輸出国機構） Organization of Petroleum Exporting Countries; 1960年9月、イラク、クウェイト、サウディ・アラビア、イラン、ヴェネズエラの5カ国により、国際石油会社に対抗する産油国共同機構としてイラクのバグダッドで設立。事務局はウィーン。その後カタル、リビア、インドネシア、アルジェリア、アラブ首長国連邦、ナイジeria、エクアドル、ガボンが加盟したが、93年1月にエクアドル、95年1月付でガボンが脱退したため、現在の加盟国数は11。O P E Cの組織は、最高決議機関として加盟国政府代表により構成される総会があり、通常年に2回開催される。決議は全会一致が原則。理事会はO P E Cの業務を管理し、総会の決定を実施する。

1970年代には世界的石油需給の逼迫を背景に石油会社の国有化等を通じて石油供給に対する支配を次第に

強化し、第一次および第二次石油危機の際、石油価格引き上げに威力を發揮したO P E Cであったが、その後、石油代替エネルギー開発、省エネルギーの進展による石油需要の減少および北海等非O P E C産油国の生産増加から生産シェアは減少し、石油市場に対する支配力も低下した。また価格決定権が市場に移行したことからO P E Cもそれまでの価格カルテルから生産カルテルへと性格を変えたが、最近では、一部加盟国による国別生産上限枠の大幅な超過がO P E C内で問題視されている。

O P E Cの主要援助機関 The OPEC Fund for International Development; O P E C*諸国の開発援助機関としては、1976年に設立された「O P E C国際開発基金」（授権資本40億ドル）をはじめとして、「アラブ経済社会開発基金（A F E S D）」（72年設立、授権資本8億クウェイト・ディナール）、「イスラム開発銀行（I s D B）」（75年設立、授権資本60億イスラミック・ディナール）、「アフリカ経済開発アラブ財團（A B E D A）」（73年設立、授権資本10億4800万ドル）等があり、アラブ諸国を中心とする発展途上国*の経済・社会開発のためのソフトな条件の援助を行っている。

海外経済協力基金→150～53ページ

海外投資等損失準備金 法人が特定海外事業法人または特定投資法人の

株式を取得した場合に、その価格の低落による損失に備えるために積み立てる準備金。取得した株式の数が株式総数の一定割合を超えると、かつ当該株式の取得価格の一定割合以下の金額をこの準備金として積み立てた場合には、青色申告法人に限りその積立て金額を所得の金額の計算上損金の額に算入することが認められている。1980年度において本制度を拡充し、一定の要件を満たす大規模経済協力合弁事業については、25%の積立てを認めることとなり、現在の積立率は16%。

なお本税制は1998年3月31日までの期限であり、現在期限延長を要求中である。

海外投融資案件（一般案件） financial support for private sector；海外経済協力基金*（O E C F）が行う業務のうち、外国政府等に資金を貸し付ける円借款*以外の業務で、直接借款に対する用語。直接借款が発展途上国*の政府または政府機関などを借入人として実施されるのに對し、一般案件は本邦企業または現地企業が発展途上国で実施する開発事業等に必要な資金を同企業に対し融資または出資する。

このうち融資業務については、原則、日本輸出入銀行*（輸銀）が実施するが、輸銀が実施困難な事業に對しては、O E C Fが融資を行う。また、出資業務については輸銀も機

能を持つが、発展途上国における場合は業種に関係なくO E C Fが担当することになっている。

外国直接投資（F D I） foreign direct investment；マクロ的には国際間の長期資金移動の一形態であるが、企業レベルでみればある国の企業が外国の企業を継続的に経営支配することを目的に行う資本投下を指す。海外子会社の設立、既存海外企業への資本参加、買収などの形態をとる外国直接投資は、投資資金のみならず生産技術、経営ノウハウ、市場など経営資源を一括して導入できることから、経済発展とくに工業化の早期達成を目指す発展途上国*にとつて有利な資金とみなされてきた。1985年秋の通貨調整後は、アジア諸国が外国直接投資の急増を契機に輸出工業化を成功させ高度経済成長を遂げたことから、貿易に替わる新たな経済牽引車としてその役割がより注目されている。このめ発展途上国には、外国直接投資を誘致するため規制緩和・自由化を進めるとともに、産業基盤の整備のためO D A*の効果的活用が望まれている。

開発援助委員会→D A C

開発と女性→途上国の女性支援

G A T T General Agreement on Tariffs and Trade；関税および貿易に関する一般協定のこと。G A T Tは、貿易分野に関する国際協定であり、関税その他の貿易障害の軽減

と差別待遇の廃止によって、世界貿易の円滑な運用と拡大を図ることを目的としている。1948年1月に発足。当初は23カ国参加であったが、94年12月末現在128カ国にまで増加した。なお、我が国は55年9月正式に加入した。また、正式な国際機関ではないが、締約国の決定に基づく事務局がシェーネーブに所在。

GATTにおいては、各国の関税の引下げや貿易障壁の低減等を目的とした多角的貿易交渉（ラウンド）が成立以降8回開かれ、多くの成果をもたらしてきた。とくに、1986年9月～94年4月の長期にわたって行われたウルグアイ・ラウンドが代表的である。

なお、ウルグアイ・ラウンドの結果新たに世界貿易機関*（WTO）が成立し、条約としてのGATTはいわゆるWTO協定の一部として存続するものの、事務局としてのGATTはWTOに引き継がれることになった。

緩衝在庫 一次商品価格の変動を一定の範囲内に維持するための手段として、輸出割当と並んで、個別商品協定の中で採用されている措置である。価格が下落した場合、在庫を買い増し、価格が高騰した場合、在庫を放出することを基本的メカニズムとし、これによって、当該商品の価格をある価格帯の中に維持するとともに、発展途上国*の輸出所得の安

定化を図ることを目的とする。現在、緩衝在庫を規定している商品協定は国際天然ゴム協定のみである。緩衝在庫を設置するための資金源としては、加盟国の拠出によるもの（国際天然ゴム協定のケース）と当該商品の取引に一定の課徴金を賦課するものの2種類の方法がある。

カントリー・リスク 学問的な明確な定義はなく、ポリティカル・リスクあるいはノンコマーシャル・リスクといった用語が適宜使用されることがある。一般的には、投融資企業にとって不可抗力（force majeure）のリスクといえる。具体的には、収用リスク、戦争リスク、代金回収リスク、相手国政府の政策変更から生じるリスクなどがある。

気候変動枠組み条約 Framework Convention on Climate Change; 1992年環境と開発に関する国連会議（UNCED）で155カ国が署名した、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」ことを目的とした条約。本条約は、原則、各国共通の責務、資金協力*メカニズム、技術移転*等について定めている。特に先進国共通の責務として90年代末までにCO₂およびその他の温室効果ガス排出量を90年レベルまで戻すことというのがある。条約の実施に関しては、共同実施（複数の条約締

結国が共同で気候変動に対処するための行動)をめぐり先進国と発展途上国*との間で利害が対立しており進展しにくい状況にあるが、95年ベルリンで開かれた第1回締約国会議(Conference of the Parties First session: COP1)において第3回締約国会議(97年12月)までに温暖化防止のための政策措置等の検討を終えるというベルリン・マンデートが採択され、共同実施に関しても試験的実施(pilot phase)をボランタリーベースで発展途上国と共同で行うことについて合意された。

技術移転(T O T) transfer of technology; 先進工業国が発展途上国*に対して、政府ベースによる技術協力*, 民間直接投資、特許等の技術輸出、民間ベースの企業技術指導などの種々の形で技術を供与し、発展途上国の技術能力を高めることをいう。1979年3月作成の国連技術移転行動規準草案では、「生産物の体系的知識ないし製法の移転であって、それによりプロセスが利用可能となるか、サービスの供給が可能となるものをいう。それは経営やマーケティングの技術も含むが、生産物の販売のみの取引は含まない」とされている。

技術協力 technical cooperation; DAC*の定義では、技術協力を「発展途上国*国民の知識、技能、技術上のノウハウないし生産的資質を

向上させる、すなわち、知的資本の増加を目的とするもの」「発展途上国が既存の資源をより一層有効に活用するための能力を向上させるもの」としている。

我が国の政府ベースの技術協力として実施しているものには、JICA*を通じて行う技術研修員の受け入れ、専門家の派遣、機材の供与およびこれらの3要素を組み合わせて行うプロジェクト方式技術協力、開発調査、青年海外協力隊*の派遣などがある。

他に、国費留学生の受け入れ、途上国政府機関との調査研究事業、地方公共団体による研修生受け入れ、専門家の派遣等、さらには途上国への技術協力をを行っている民間援助団体(NGO*)に対する補助金も技術協力に含まれる。

我が国ODA*の技術協力のシェアは、16.9%(1993年)と開発援助委員会*加盟国平均23.2%(93年)と比較して低いことから、一層の拡充の必要が指摘されている。

基準・認証 standard and conformance; 生命・健康の保護、消費者の利益の保護あるいは環境の保護等の合理的な目的の下、一定の基準を設定し、製品等を製造・輸入し、販売する場合に、それに適合していることを証明することを要求するというものである。本来、その目的が合理的で内外無差別であれば認めら

れるものであるが、企業の取引コスト増を招くなどの、国際貿易上の不必要的障害を生じさせることのないようにする必要がある。このため、国際貿易の円滑化を図る観点から、WTO*（世界貿易機関）においてTBT協定（貿易技術的障害に関する協定）を締結（旧ガット・スタンダード協定）し、我が国も参加している。

協議グループ（CG） Consultative Group；この会議は援助供与国や国際機関が援助の対象とした発展途上国*について、その経済情勢全般、経済開発計画、開発プロジェクト等に関する情報、意見を交換し、援助の調整および効率化を図るものである。世界銀行*の主催するフィリピン協議グループ、タイ協議グループ、パングラデシュ協議グループ等がある。これと同様のものに援助国会議（aid group）があり、元来はそこで具体的に援助案件の検討まで行われたという違いがあった。他にもコンソーシアム*（consortium）があるが三者の差異は今やほとんどなくなりつつある。

協調融資 co-finance；同一融資対象に対し、複数の開発金融機関が融資を行うことで、形態としてはジョイント方式（一括して資金をプールする）とパラレル方式（地域別、部門別に資金使途を区分けして融資する）とがある。協調融資の利点とし

ては、一つの援助機関では融資の難しい大型プロジェクトに対しても対応が可能となり、また、他の援助機関の有する豊富な情報や経験を利用することができるなどがあげられる。

緊急災害援助 海外における災害、難民等の救済などのために緊急に行われる援助活動のこと。当該国または国際機関からの要請に対して、①無償資金援助、②国際緊急援助隊の派遣、③機材や物資の供与、を組み合わせた援助を行っている。このうち、①は外務省が担当しており、緊急無償と呼ばれている。②、③は国際協力事業団が担当しており、技術協力*に計上されている。

①の実施に当たっては、緊急性を要することから、交換公文の形をとらず、在外公館と相手国もしくは国際機関との間で援助に関する口上書を交換するという極めて簡略化された手続きをとっている。

草の根無償資金協力 The Japanese Grant Assistance for Grass Roots Projects；比較的小規模なプロジェクトで、発展途上国*の地方公共団体、研究・教育機関、途上国で活動しているNGO*からの要請に対し在外公館の判断によって実施する小規模な贈与。従来の一般的な資金協力*では、数百万円程度以下の小規模なプロジェクトに機動的に対応するのが困難であったため、1989年度から予算計上された。経済協力の幅

を広げ、いわゆる草の根レベルに対する援助を可能にすると期待されている。かなり広範囲を対象とするが、人材育成、農業、保健衛生、生活用水供給、食料、栄養補強、地域開発などが主要な分野である。

グラント（贈与）grant; 政府機関が現金あるいは現物で供与する資金の移転であって、受取人あるいは現地政府に法的返済債務が発生しないものをいう。受取側が発展途上国*であるか国際機関であるかにより、おのおの二国間贈与、多国間贈与という。二国間贈与は無償資金協力*（一般無償、水産無償*、災害緊急援助、文化無償援助、食糧援助*、食糧増産援助*）と技術協力*から成り、多国間贈与は国連諸機関等への拠出および国際開発金融機関への出資・拠出からなる。

グラント・エレメント（GE）
grant element; 援助条件の緩やかさを示す指標。ODA*の質を表す主要な指標としても用いられる。一般市場での商業金融機関による融資条件（金利10%と仮定）の借款をグラント・エレメント0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってGEが高くなり、贈与の場合にはこれが100%となる。GE25%以上のものだけがODAと認められる。

クレジット・ライン credit line; 輸出信用*の供与に関し対象品目、

金額、条件などについて政府間で設定された枠のこと、その枠内であれば輸出入者間の契約が認められる仕組みになっている。この方式は、個々の契約に基づく輸出信用供与に比べ、供与国政府の経済協力的政策意図を積極的に反映させることができるほか、一定の金額までの信用供与があらかじめ合意されているので、受入国は計画的にその枠を使用し得る。

グリーン・エイド・プラン 通商産業省が1992年度から行っている、エネルギー・環境問題の解決のため、発展途上国*政府の自助努力*を支援する環境技術協力スキーム。

対象国はタイ、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インドの6カ国（97年6月現在）。

協力分野は、①大気汚染、②水質汚濁、③廃棄物処理、④省エネ・新・再生可能エネルギー*の四つ。

事業概要としては、①途上国からの要請・考え方を十分勘案しつつ、エネルギー環境対策を共通の認識のもとで進めるため、相手国側との間で政策対話を実施し、②政策対話の結果を踏まえて、途上国への環境技術の移転として、①人材育成、⑩開発調査、⑪研究協力、⑫技術実証事業を実施している。

個別事業の実施者はJETRO、NEDO等。

KR食糧援助 國際小麦協定中の食糧援助規約に基づく食糧援助*で無

償資金協力*スキームの一つ。食糧援助規約はもともと、GATT*主催のケネディ・ラウンド交渉の一環として設けられたものであり、その後、「1971年の食糧援助規約」に引き継がれた。80年7月1日には、「1980年の食糧援助規約」が旧規約に代わって発効し、さらに、86年の食糧援助規約に引き継がれている。加盟国全体の年間最少拠出義務量は、761万7000トンで、そのうち我が国に定められた年間最少拠出量は30万トンであるが、我が国は小麦を大量に輸入していることの他、食糧の現物無償供与は国内法により原則的に禁じられていること等の理由により、本規約による援助は被援助国が穀物を購入するための現金にて行うこととしている。

経済特区 中国の对外開放政策の一環として、輸出と技術導入のための基地、全国のモデルを作る狙いから、まず1980年8月に広東省の深圳、珠海、汕頭、10月に福建省の廈門市が経済特区に指定された。83年7月には海南島にも特区に準ずる優遇措置が与えられた（後に同島は省に昇格）。

「経済特区」はアジア各国の輸出加工区を模したものであるが、必ずしも同じではない。その特徴は中国国内の他地域に比べ、投資、对外貿易、外資導入に関する大幅な自主裁量権を与えられ、外資企業に対しては法

人税、関税、土地使用料など大幅な優遇措置を与えるところにあった。

4 経済特区の持つこうした好条件から、对外開放政策の窓口として外資による合弁、補償貿易、加工貿易等が活発化した。特区の成功から、对外開放化の一層の拡大が図られることになり、1984年4月には沿海14都市が「对外開放都市」に指定され、さらに85年2月には珠江、閩江、長江の3デルタ地域が「对外開放地域」とされることになった。

こうした沿海地域に対する行き過ぎた優遇政策に対し他地域から差別として不満が高まった。だが1990年代に入ると重点開発地域として上海の浦東地区が経済特区と同じ扱いをなされただけでなく、内陸地域にも特区に準じた「高新技术开发区」が設置されるなど、外資による直接投資奨励のための優遇措置が全国に拡大されつつある。

契約認証 我が国の無償資金協力*（賠償を含む）は、政府間の交換公文*により定められた実施計画に基づいて我が国の業者と相手国政府が直接契約を結び、この契約に基づく支払いを我が国政府が行うことによって実施される。「契約認証」とは、この手続きの過程において、我が国政府の支払いに際し、個々の契約内容が交換公文に定める実施計画に合致しているか否かを確認することである。

研究協力 research and development cooperation; 発展途上国*との研究協力は、既存技術の移転を行う技術協力*とは異なり、発展途上国の経済・社会の向上・発展のための固有の技術開発ニーズに即した研究開発を、我が国と発展途上国の研究機関との共同で行う技術協力の方式の一つ。発展途上国自身の研究開発能力を高め、自立的発展の技術的基盤を整備することを目的とする。実施形態として、我が国研究者・技術者の派遣、対象研究者の受け入れを通じ、共同で研究を行うとともに、必要な機材・設備の製作、相手国への設置、パイロット・プラントによる運転研究を行っている。

限定国際入札→入札形態

交易条件 一国の輸出入構造の有利を表す指標で、通常、輸出価格指数／輸入価格指数で表す。これを価格交易条件といい、輸出価格が上昇すれば有利化し、輸入価格が上昇すれば不利化する。他方、輸出価格×数量指数／輸入価格で表すものを所得交易条件という。これは、輸出により入手する外貨をもって輸入可能量がどうなるかを示す。プレビッシュは、第1回国連貿易開発会議*(UNCTAD)総会(1964年)において発展途上国*の交易条件は長期的に不利化していると述べており、交易条件の改善は、南北問題*の主要課題となった。OPEC*の石油

値上げは交易条件改善の戦略であった。

交換公文(E/N) exchange of notes; 公文(書簡)の交換によって政府間の合意を達成する方式で、広義の「条約」に入る。主に、政府間の技術的性質をもつ事項の合意について用いられるが、批准を必要としないのを通常とする。円借款*供与に際しても、①プロジェクト協力の範囲、②借款供与金額、③借款供与者、④借入人、⑤金利、⑥返済条件等の借款の諸条件を主要事項とする交換公文を現地駐在日本大使と相手国政府代表の間で結ぶことを通常としている。

交換公文なき借款 交換公文*を締結することなく実施される円借款*のこと。従来、円借款はまず供与相手国と政府ベースで交換公文を締結、その後の実行手続きを実施機関(海外経済協力基金*)が行っていたが、1978年度より円借款の供与の手続きを簡素化し、また実施機関の能力を有効に活用するとの観点から、交換公文を省略し大使館の口上書の発出のみとすることとし、実施機関が案件内容を検討、政府に供与の承認を求める形とした。その場合には次の条件がある。①すでに交換公文を締結している案件のコスト・オーバーラン*、メインテナンスへの対処策としての供与。②1件当たり金額10億円以下(年総額60億円を限度とす

る)。ただし、当分の間は1件当たり金額5億円以下で対処するとしている。

構造調整（融資） 一般に政策・制度面の変更による市場原理導入、価格体系見直し等を通じ、国内・海外資金の効率的活用・適正な資源配分を図り、これにより外貨獲得・節約能力を向上させ、対外債務の返済能力を改善させることをいう。発展途上国*における累積債務問題*が深刻化するなかで、経済社会開発による経済成長と中長期的な国際収支難の緩和を目指すためには、外資導入の維持・増大を図りつつ、国際経済環境の変化に対応しうる国内経済体制を構築する必要があり、そのための政策面・制度面の重要性が認識されつつある。このような状況の中で、世界銀行*においても1980年より発展途上国における政策・制度変更を支援するための構造調整融資を実施している。また、マクロ経済および構造面での調整政策を実施する途上国に対し、緩和された条件で国際収支援助を行うIMF*の融資制度として構造調整ファシリティー（SADF）が86年3月に、さらに資金規模を約3倍にした拡大SADFが87年12月に各々創設された。

我が国は、国会の承認を条件に日本輸出入銀行*から拡大SADFへの貸付（20億～25億SDR。1988年から92年までの間に実施）およびグラ

ント*拠出（貸出残高が存在する期間を通じて総額3億SDR）の協力をを行うこととしている。（→136～37ページ）

後発発展途上国（LLDC） Least among Less Developed Countries; 最近では Least Developed Countries として使われるのが一般的。発展途上国*の中でも特に発展の遅れている諸国のこと。認定基準は国連開発計画委員会（CDP）が設定している（1人当たりGNP、人口および平均余命、識字率、工業・サービス部門での就業率、1人当たり電力消費量等を指数化したものを認定および卒業基準としている）。1971年には25カ国が認定されたが、97年現在では48カ国となっている。（→118～21ページ）

国際開発協会（IDA） →125～27ページ

国際協力事業団（JICA） →153～54ページ

国際金融公社（IFC） →128～29ページ

国際人口開発会議（ICPD） International Conference on Population and Development; 1994年9月にカイロにて第5回が開催された国連主催の国際会議。54年にローマにて第1回会議が開催されて以降、10年に1回の頻度で開催されている。政府間会議となった74年のブカレスト会議においては「世界人口行動計

画」が採択され、84年のメキシコシティ会議では右行動計画を修正し人口政策と開発政策の統合を強調した。94年のカイロ会議は、近年の国際社会の変動にあわせ、74年の行動計画を全面的に見直し、複雑化、深刻化する人口問題に対応する新たな行動計画を策定することを目的として、186の国・地域政府、国連・国際機関が集い、同時に約1200のNGO*によるフォーラムが開催され、総計約2万人が参加する歴史的な会議となつた。

本会議においては、従来からの家族計画、母子保健の促進に加え、環境面での持続可能な開発との関係、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）、女性の地位と役割および人口移動といった近年の重要事項が取り上げられた。これら諸課題は、「南北問題*」に加え各宗教的・倫理的・文化的差異を背景として議論を複雑化させたものの、結果として各国が主体的に実施すべき目標として「行動計画」が採択された意義は大きい。なお、人口問題解決のために必要とされる資金問題については、3分の1程度を先進国が負担し、かつ社会分野へのODA*を増加させるとの方針が示された。

国際通貨基金（IMF） → 131～37ページ

国際農業開発基金（IFAD） In-

ternational Fund for Agricultural Development; 1973年のオイル・ショックを契機とする食糧危機を背景に74年ローマで開かれた世界食糧會議での設立構想に基づき、発展途上国*の農業開発のための資金援助を行う目的で設立された基金であり、本部はローマにある。小規模農家や貧しい農村のための開発プロジェクトに対し、極めて緩やかな条件で融資を行い、自立的な農村開発を推進している。加盟国は96年1月末現在、160カ国・地域となっており、すべての加盟国は、第1カテゴリー（先進国）、第2カテゴリー（援助能力のある産油国）、第3カテゴリー（発展途上国・地域）のいずれかに分類される。IFADの組織は、総務会、理事会および総裁（事務局）で構成されている。すべての権限は総務会に属するが、理事会が総務会の授権に基づき、基金の業務全般を運営する責任を有している。現在18の理事国と17の理事代理国が理事会を形成している。我が国は、IFAD設立協定の策定に貢献するとともに、資金面では第3次増資までの累計額1億8175万ドル（アメリカ、サウディ・アラビアに次ぐ第3位、シェア11.4%）を拠出する他、アフリカ特別プログラム、イランにおける草地回復の共同プロジェクトにも任意拠出するなど、主要ドナー国となっている。

国際復興開発銀行（IBRD）～世界銀行

国連開発計画（UNDP） United Nations Development Programme; UNDPは、1966年1月、従来の国連拡大技術援助計画（UNEPTA）と国連特別基金（UNSF）が統合されて発足した。経済開発促進のための技術援助を目的としており、専門家派遣、機材供与、研修などを伴う発展途上国*援助に関する国連の中心的機関である。5年ごとに中期の技術援助計画を作成し、国別開発計画への協力、投資前調査、教育・技術訓練、天然資源の評価などを行う。本部をニューヨークに置き、48カ国の理事国（任期は3年）によって構成される管理理事会により運営されている。

国連環境開発会議（UNCED）

正式には「環境と開発に関する国連会議」(United Nations Conference on Environment and Development)。1992年6月3日から14日にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境問題と経済開発の関連をめぐる国際会議。「地球サミット」とも一般によばれる。参加国数は170カ国、そのうち100カ国以上から首脳級の代表が出席した。

この会議の開催は、地球環境問題*を国際会議の場で取り上げた1972年のストックホルム国連人間環境議会から20年目にあたる。今回の会議の

目的は、国際社会が経済的および社会的開発を推進する過程で生じた環境問題に対処する戦略を協議し、環境の一層の劣悪化を防止し「持続可能な開発」を推進するための総合的な戦略を国際的に策定することであった。この会議の事務局長モーリス・ストロングによると、会議の目標は「地球の未来を確保するため、発展途上国*と先進国との間に相互の必要性と共通の利益に基づくグローバルなパートナーシップ関係の礎を築き、環境と開発との間に発展的かつ公平なバランスを見い出すこと」とされ、条約、地球憲章、行動計画、財源、技術移転*、制度の六つが検討対象の事項となった。

この会議の具体的な成果として、①地球を人類共通の未来のために良好な状況に確保しておくことを目的とした、人と国家に関する行動基本原則「環境と開発に関するリオ宣言」(前文と27の原則からなる)の採択、②リオ宣言を実行するための21世紀に向けての具体的な行動計画「アジェンダ21*」(4部40章からなる)の採択、③地球温暖化防止を目的とする「気候変動枠組み条約*」の採択、④生物多様性条約*の採択(アメリカは署名しなかったが、157カ国が署名)、⑤森林保全の原則声明(前文と15の原則からなる)があった。また、自治体、産業界の参加とともに、環境NGO*によるグロ

ーパルフォーラム等も開催された。この議会では各国ODA*の0.7%早期達成、「地球環境ファシリティー*」(GEF)の拡充強化、UNCEDフォローアップのための「持続可能な開発委員会*」(国連経済社会理事会*の中に設置)などが議論となり、日本政府もこの5年間に環境ODAを9000億円から1兆円の範囲に拡大することを表明した。

特にUNCED終了後において、アジェンダ21の行動計画をいかに実現し、これをフォローアップするかが重要な課題である。このため、「持続可能な開発委員会」がアジェンダ21の進捗状況を定期的に検討することになっている。

国連環境計画 (UNEP) United Nations Environment Programme; 1972年に「かけがえのない地球」を合言葉にストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」および「国連国際行動計画」を実施に移すための機構として、同年第27回国連総会で設立された国連機関であり、本部はケニアのナイロビにある。既存の国連諸機関の環境に関する諸活動の総合的な調整管理と国連諸機関が着手していない環境問題に対する国際協力推進を目的としている。UNEPの組織は、4年任期で国連総会により選出される58カ国で構成され国連経済社会理事会*を通じて総会に年次報

告を行う管理理事会、国連内の環境活動および調整活動の実施機関である環境事務局および環境関係のイニシアティブに要する費用を賄うための環境基金で構成されている。UNEPの特色である調整管理的機能がよく表れているプロジェクトとしては、地球環境監視システム、国際有害化学物質登録制度、環境情報照会制度がある。我が国は当初より管理理事会のメンバーであり、環境基金に対しアメリカに次ぎ第2位の拠出を行っている。

国連経済社会理事会 (ECOSOC) Economic and Social Council; 国連憲章によって設立が定められた安全保障理事会と並ぶ国連の主要機関であり、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野に関する調査と勧告を行うことを目的としている。理事会の活動は、補助機関である人権委員会など五つの機能委員会、多国籍企業委員会など六つの常設委員会、ESCAP*など五つの地域経済委員会によって行われている。54カ国により構成されており総会で毎年3分の1を3年任期で選出している。

国連工業開発機関 (UNIDO) United Nations Industrial Development Organization; 発展途上国*の工業化の促進を援助することを目的として1967年に設立された国連機関であり、発展途上国の工業化政策、

工業化計画の立案、勧告、研修・専門家派遣等を主な事業としており、我が国を含む168カ国をメンバー（97年6月現在）とし、ウィーンに本部を置いている。また、我が国から発展途上国への投資促進とこれに伴う技術移転^{*}を図るため、81年1月から、東京に投資促進事務所を開設している。

国連世界女性会議 United Nations World Conference on Women; 女性の地位向上を目的に開催される国連主催の国際会議。第1回会議は、国連婦人年に指定された1975年にメキシコシティで開催され、男女平等、社会・経済・文化の発展への女性の参加などの目標達成に向けて「世界行動計画」を採択するとともに、75年から85年までの10年を「国連婦人の10年」と定めた。第2回は80年にコペンハーゲンで開催され、「婦人の10年」の中間年として、教育・雇用・健康に重点をおいた行動計画を採択した。

第3回は、1985年にナイロビで開催され、「婦人の10年」の成果と障害についての評価と再検討に基づき「2000年に向けての女性の地位向上に関するナイロビ将来戦略」を採択し、女性の能力強化および人権の享受の促進のための国内・地域および国際的レベルでの行動の枠組みを提供した。第4回は95年に北京で開催され、「ナイロビ将来戦略」の評価

と再検討を行うとともに、女性の地位向上の障害として認識される重要な分野における「行動綱領」を採択した。

国連地域経済委員会 国連経済社会理事会^{*}の下部機構である地域経済委員会には、アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P^{*}、1947年設立）、ヨーロッパ経済委員会（E C E、1947年設立）、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（E C L A C、48年設立）、アフリカ経済委員会（E C A、58年設立）、西アジア経済委員会（E S C W A、73年設立）があり、各地域内における経済・社会開発促進のための調査、研究、アドバイザリー・サービス等を行っている。

国連貿易開発会議（U N C T A D） United Nations Conference on Trade and Development； U N C T A Dは発展途上国^{*}の貿易および開発の諸問題を討議するため1964年に設置された国連総会の常設機関であり、加盟国は188カ国（96年5月現在）、本部はジュネーブに置かれている。全加盟国の参加するU N C T A D総会は少なくとも4年に1回開催される。総会の下に中核的な常設機関として貿易開発理事会（Trade and Development Board: T D B）、さらに問題別に、三つの常設委員会および常設委員会ごとに三つのアドホック・ワーキング・グループが理事会の下に設置されている。

1964年の第1回UNCTAD総会以来、これまで計9回の総会が開催されており、一般特惠関税制度*の導入、一次產品総合計画*の採択、一次產品共通基金設立協定の採択等の成果を生み出している。

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 Economic Commission for Latin America and the Caribbean (英語), Comisión Económica para América Latina y el Caribe (スペイン語); 国連経済社会理事会*のもとに置かれた国連地域経済委員会*の一つ。ラテンアメリカの経済社会的諸問題解決のための政策提言、調査研究を目的に1948年に設立された。略称ECLAC (英語), CEPAL (スペイン語)。本部はチリのサンチャゴ。92年末で加盟国は41カ国(うち域外7カ国)、準加盟国6カ国。本部にはラテンアメリカ経済社会会計画研究所(ILPES), ラテンアメリカ人口問題研究所(CELADE), ラテンアメリカ経済社会文献センター(CLADES)などを併設する。メキシコの副本部のほか7カ国に事務所をもつ。 *Economic Survey of Latin America* は権威ある年次経済報告書。ECLACはその設立以後「中心-周辺」理論(1950~63年に事務局長であったブレビッシュが提唱), 輸入代替工業化論、経済統合論、最近では債務問題に対するIMF*の政策への批判などによって、ラテンアメリカの開発政策の理論的支柱となってきた。

コスト・オーバーラン cost overrun; プロジェクトの必要資金が当初の見積りを超えることをいう。援助案件の場合我が国はケース・バイ・ケースで検討し、プロジェクトの円滑な実施およびその効果の維持を図るため必要と判断される場合には、当該超過分に対する融資をプロジェクト援助*の一形態として実施している。

コミットメント commitment; 援助約束、特に資金供与の約束。政府または政府機関による金額、条件、目的が特定されている協定、あるいはこれに準ずる取決め。コミットメントは原則として協定が調印された時点でなされたとみなされる。DAC*統計上では海外経済協力基金* (OECAF) と相手国の政府、中央銀行または政府関係機関との借款契約の締結をもって円借款*のコミットメントとみなしている。なお、このようにして約束した金額を指すこともある。

コロンボプラン Colombo Plan; コロンボプランは我が国の経済協力の第一歩となるもので、英連邦内諸国間相互の資本および技術援助を目的として、1950年1月コロンボにおいて開かれた英連邦会議でオーストラリアの外相スベンダーにより提唱された計画および組織。当初、加盟

国は英連邦諸国に限られていたが、その後、域外国も参加し、51年にアメリカ、54年に我が国が加盟するなど、加盟国は域内・域外合わせ26カ国となった。我が国は東・東南アジアを中心に、専門家の派遣、研修生の受入れを重点に二国間協力を行った。

混合借款 (A F) associated financing; 混合借款とはODA*の資金とその他の資金（輸出信用*や民間資金*等）を組み合わせて供与することを指す。混合借款には、ジョイント方式とパラレル方式の二つのタイプがある。ジョイント方式は、輸出信用とODA資金とを具体的な融資対象区分を設定することなく、支出に際し比率的に使用していく方式である。また、パラレル方式は、輸出信用と援助資金とを具体的な融資対象区分を設定して、当該対象区分の支出に際し、それぞれの資金を使用する方式である。我が国としては、混合借款の供与は原則として他国が供与した場合に金融面における競争条件の平等を確保すためマッチングベースでのみ供与している。

コンサルティング consulting; 発展途上国*の開発プロジェクトの企画・立案・実施について、助言、提案、事前調査、設計等を行うことであり、発展途上国の経済・社会開発の推進に寄与する要素の一つである。

コンセッショナリティ・レベル (C L)

concessionality level ; タイド・エイド・クレジットの譲許性を測る指標。従来のグラント・エメント* (GE)に代えて、1987年7月15日から実施された新輸出信用ガイドライン*で採用された。

従来の指標であるGEにおいては、計算の基礎として、一律10%の割引率を使っていたのに対し、CLにおいては、DDR*を割引率として使用し、各国通貨別の市場金利を反映したものとなっている。

コンソーシアム consortium; 援助供与国や国際機関が特定の被援助国を対象に、債権確保のための債務救済*等について討議を行うことを主な目的としたグループで、通常、債権国会議と称している。通常、世界銀行*、OECD等の国際機関の主催により結成され、インド、パキスタンに関するものが有名である。これとほぼ同様なものに、被援助国の援助プログラムの検討、援助量の決定等を行い、援助の重複を避け効率化を図ることを目的とした援助国グループ、協議グループ* (CG) と呼ばれるものがある。

コンディショナリティ conditionality; IMF*の資金の利用に際して、IMF加盟国とIMFの間で合意された加盟国が実施すべき一連の調整政策のパッケージのことをいう。当該国による調整計画の実施状況は特定の経済指標に従って定期的に評

価が行われるとともに、IMFからの資金融資を受ける条件となる。1979年には12項目にわたるコンディショナリティに関する現行ガイドラインが決定されており、IMF資金利用の特徴ともなっている。発展途上国*における債務問題が注目されるなかで、債務救済*交渉の多発に伴い国際的協調体制が確立し、IMFの果たす役割の重要性が認識されるにつれて、コンディショナリティも従前の厳しいものから、長期的視点に立った当該国の構造調整*の進捗状況に見合った柔軟性のあるものへと変化する動きを見せている。

最恵国待遇 (M F N) most-favored nation treatment; 二国間条約等において、当事国的一方が第三国に関税上有利な待遇を与える場合には同様の利益を他の当事国にも自動的に与えることをいい、GATT *協定第1条により、GATT加盟国は他のすべての加盟国に最恵国待遇を与えることを義務づけられている。発展途上国*に対して一方的に利益を与える一般特恵関税制度*(GSP)の設立に際しては、先進国は最恵国待遇の要求を放棄している。**最貧国** the poorest countries; 厳密な定義は存在しないが、概ね後発発展途上国* (L LDC) の中でも特にサブサハラなどの所得水準が低く、また過重な債務負担に直面している発展途上国*が想定され、しば

しばこれらの諸国の債務救済*問題が国際的課題として議論される。最貧重債務国の用語が用いられる場合もある。最貧国の公的債務救済問題に対する特別措置は、1988年のトロント・サミットでの宣言を受け、パリ・クラブ*において合意されたトロント・スキーム*に端を発し、90年のロンドン・スキーム、94年のナポリ・スキームが合意されている。なお、これら累次のスキームの基本的適用対象国の要件としては、①IDA限定国(世界銀行*において国際開発協会*〈IDA〉の融資のみを受けている国)、②高い対外債務返済比率(DSR)、③IMF*、世界銀行の協力による構造調整*策の実施が定められている。

債務救済 debt relief; 借款、輸出信用*等の公的債務履行にあたり、被援助国(発展途上国*、特にL LDC*)によっては、1973年の石油危機後、過大な債務負担をかかえ元本償還および利子支払いの時期がきても債務を履行できなくなってきた。このような場合、援助国が救済措置として再融资*、債務継延*等の方法で債務救済を行う。我が国は、78年3月の国連貿易開発会議*(UNCTAD) 貿易開発理事会の閣僚会議の決議に従い、78年3月末までに締結した円借款*を対象に、毎年度L LDCに対し当該年度元利返済額に見合う無償援助の供与、石

石油危機で最も影響を受けた国（M S A C）に対し当該年度利息返済額と最近の借款条件を適用した場合の利息返済額の差額に見合う無償援助の供与を78年度より実施した。さらに88年6月のトロント・サミットでは、上述決議の趣旨に沿って最貧困*向け公的開発援助を無償化する意向が一部参加国から表明され、これら諸国はアフリカ諸国を主対象に債務免除等の諸措置を実施した。我が国もこの一環として「1978年4月から88年3月までに取決めを行った最貧困向けO D Aローン（約55億ドル）の無償化」を行っている。他方トロント・サミットでは重債務を抱えながら経済調整に努めている最貧困に対し、公的債務返済負担の軽減措置をとることが合意され、88年10月以降パリ・クラブ*における債務繰延べに際してその具体的措置（トロント・スキーム*）が適用されてきた。さらに91年7月のロンドン・サミットの経済宣言を踏まえ、同年12月パリ・クラブではトロント・スキームを上回る実質50%の公的債務削減案（ロンドン・スキーム）を今後適用することが合意された。また、94年のナポリ・サミットにおいて、更なる債務削減を行う新たなスキーム（→ナポリ・スキーム*）が適用されることとなった。なお、一定の条件を満たしI M F*経済調整計画を実施している低中所得国の公的削減に

についても、90年9月パリ・クラブで合意されたほか、91年に入り、ポーランド、エジプトに対し、例外的に50%の大幅な債務削減という措置が適用された。

債務救済無償援助 grant aid for debt relief; 発展途上国*の深刻な債務返済問題に対処するために実施されている無償資金協力*の一形態。1978年3月、国連貿易開発会議（U N C T A D）の特別貿易開発会議（T D B）において、援助供与国は、深刻な債務返済困難に苦しむ発展途上国に対し、過去の二国間O D A*条件の調整措置またはその他同等の措置をとるよう決議された（T D B決議）。この決議に従い、我が国は、L L D C*から円借款*（87年度以前締結分）の債務が返済されたときには、返済された元利合計額と同等の無償資金を供与し、M S A C（石油危機で最も深刻な影響を受けた国々）から円借款（77年度以前締結分）の債務が返済されたときには、金利の調整額（約定金利をより低く設定した場合の利息差額相当分）に相当する無償資金を提供している。なお、この援助は「アンタイド*資金贈与」の形態をとっており、被援助国が希望する商品（対象品目は予め両国間で合意されたもの）の第三国からの購入に必要な資金を供与するものであることから、被援助国の国際収支を改善する効果を持つ。

債務繰延べ reschedule ; 債務救済* 措置の一つで、支払い期限のきた債務の履行が困難になった場合、その返済期間を延長することによって債務を救済する方法である。これまでに我が国が政府ベースでリスクケジュール*を実施した対象国はフィリピン、ブラジル、トルコ、ナイジェリア等がある。

再融資(リファイナンス) refinance; 支払い期限の到来した債務の履行が困難になった場合返済延期を行わず、返済額に相当する額の新規の融資を行うことにより債務を救済する方法である。

砂漠化 desertification; 砂漠の外縁部のように蒸発散量が降水量をはるかに上回る地域において、植生が後退して土地が不毛化していく現象である。近年のアフリカ大陸の旱魃・飢餓問題から、とくにサハラ砂漠南辺部の拡張が注目されている。サハラ砂漠南下の速度は毎年 2 km とも 6 km ともいわれている。長期にわたる地球規模での気象条件の変化、頻発する旱魃に伴う乾燥化という自然現象だけでなく、地味収奪的な粗放的農法、森林の乱伐、家畜の過放牧等の人為的要因が複合的に砂漠化進行の原因となっている。砂漠化に対処する方策としては、森林資源保護・育成と砂防を目的とする植林事業、耐旱性品種開発と集約的農法あるいは灌漑農業技術の導入、牧畜方

法の転換と飼料・給水地の確保等がある。また、砂漠化の人為的要因の背景にある、少数の輸出用換金作物に依存した脆弱な経済構造を改善し、急激な人口増加と都市化を抑止する対策も必要とされている。

砂漠化防止(条約)交渉 convention to combat desertification ; アフリカ大陸を中心に砂漠化*が進行している地域において、種々の施策を有効かつ適切に講じることにより、砂漠化を防止することを目的とした条約。この条約の制定をめざし、現在政府間で交渉中。

1992年 6 月に開催された「国連環境開発会議* (UNCED)」において、94年 6 月までを目途に砂漠化防止のための条約を作成することを国連総会に要請することが決定された。同年11月の第47回国連総会のUNCED フォローアップ会合における決議を受け、砂漠化防止条約政府間交渉会議 (INC D) を設立、全 5 回予定されている。

第 1 回会合においては、各国から条約作成に関する基本的考え方を明らかにするとともに、砂漠化防止条約政府間交渉会議における二つの作業部会の作業内容 (①目的、約束等、②制度、手続き等)、条約に盛り込む基本的事項を決定。

第 2 回会合においては、条約を構成する個別の事項について各国が議論するとともに、今後のスケジュー

ル等を決定し、現在のところ、条約の素案をもとにした第3回会合まで終了したところ。

本条約素案の主要な内容は、①砂漠化影響国が砂漠化防止のための行動計画を策定し、締約国会議に提出、②援助義務を有する国（先進諸国）はこれら計画の実施を援助し、援助内容を締約国会議に報告、等である。
サブサハラ地域 サハラ以南アフリカ地域（サブサハラ地域）に位置する50カ国は、その約7割に当たる34カ国がL L D C*の認定を受けており、また1人当たりG N Pが1000ドル以下と、概ね貧困である。このような状態に至ったのは、主要一次産品の世界価格の低下、石油価格の上昇といった外的要因と、開発戦略の誤り、投資の水準および効率性の低下、人口増加の加速といった内的要因によるものであり、国際収支悪化により、累積債務問題*の深刻化を招いている。

このような同地域の経済困難等に対する国際的支援の必要性は、国際機関およびD A C*諸国との間ではコンセンサスを得ており、国際開発協会*（I D A）による「アフリカ基金」の設立およびこれとの特別協調融資（S J F）、I M F*による構造調整*ファシリティー（S A F）およびその拡大（E S A F）、I D Aによる「サハラ以南アフリカ債務困窮低所得国に対する特別援助プログ

ラム」（S P A）の実施等の支援が行われている。

我が国も、構造調整政策支援のため、I D Aとの協調融資でS J Fへ1986年から3年間で333億円、S P Aへ88年から3年間で470億円を供与しており、91年以降もS P Aへの供与が続けられている。また、87年から3年間で約5億ドルの経済構造改善努力支援無償援助（ノン・プロジェクト無償援助）、90年から3年間で約6億ドルの第2次ノン・プロジェクト無償援助を実施している。
サプライヤーズ・クレジット supplier's credit；輸出に際して輸出国の金融機関が輸出者に対して信用を供与し、輸出代金の決済は延滞方式で行う輸出信用*の供与形態をいう。我が国においては、日本輸出入銀行*と民間金融機関が協調して行うサプライヤーズ・クレジットが中心となっている。

サヘル諸国 サハラ砂漠周辺の9カ国、チャド、ニジェール、ブルキナ・ファソ、マリ、モーリタニア、セネガル、ガンビア、カーボ・ヴェルデ、ギニア・ビサオ（1986年加盟）を指す。1年の大半が乾燥しており、しばしば大規模かつ長期的な旱魃に見舞われ、深刻な食糧不足、飢餓問題に直面する。こうした危機に対処するため、原8カ国によりサヘル地方旱魃対策国際委員会が組織された。これに応じ、サヘル地方の

窮状、その環境的脆弱性および地域ベースでの長期的協力の必要性が国際的に認識され、D A C*加盟国とサヘル諸国により、76年設けられたのがサヘル友好クラブである。

参加型開発と良い統治（P D / G G） participatory development and good governance; 開発協力がより効果的かつ効率的に当該国民の福利向上を促進するための目的として、また条件としては民主化が重要であるとの認識に基づいた、開発協力の新たな戦略として1980年代末より注目されている概念。D A C*によれば、参加型開発とは、①生産過程への民衆の広範な参画、個人のイニシアティブの十分な發揮および経済成長の成果の一層公平な分配を促す経済・財政政策の採用、②教育・訓練、医療、安全な飲料水および家族計画等の人的資本のための基本的サービスへの広範なアクセス、③開発事業および計画の立案・実施・管理・評価への大衆の参加、④小企業、民間援助団体および草の根運動等を含む民間部門の活動の振興、⑤開発プロセスへの女性の参加、等を含む。

一方、良い統治とは、①民主主義と開かれた多元的市民社会の強化、②透明で国民に対して責任を負う、効率的な政府の強化、③人権の尊重、④公正かつ利用可能な司法制度を含む法の支配の強化、⑤メディアの独立、情報普及、⑥腐敗防止、⑦過度

な軍事支出の抑制、等の実践を含む

我が国政府としても、政府開発援助*大綱の中で、発展途上国*の民主化の促進、基本的人権の保障状況および軍事支出の動向に十分注意を払うとの原則を示している。

C I R R commercial interest reference rates；市場貸出基準金利であり、O E C D輸出信用ガイドライン*規制において低金利通貨国とされている各国が供与可能な公的輸出信用の最低金利となるもの。各国がO E C D事務局に通報するC I R Rがその国に対する適用金利（reference rate）となる。

なお、我が国の場合のC I R Rは長期プライム・レート-0.2%である（すなわち、我が国の公的輸出金融に適用される最低金利は契約時固定の際には長期プライム・レート-0.2%，契約時前固定〈6ヶ月間有効〉の際には長期プライム・レートとなる）。

資金還流措置 1980年代後半に発展途上国*の異積債務問題*解決のため、多額の経常黒字を計上していた我が国が、公的および民間のアンタイド*資金を政策的に発展途上国向けに供与することにした措置。①86年秋に国際機関を通じ3年間で約100億ドル以上、②87年5月に公的および民間のアンタイド資金をあわせ3年間で200億ドル以上、③89年7月に①および②を拡大するかたちで87年か

ら92年の5年間に300億ドル以上、総額650億ドルの資金環流をコミットした。その後新たな措置として、93年6月25日、「政府開発援助第5次中期目標*」とあわせ、「開発途上国への資金協力計画」が策定された。内容は93年から5年間で、①ODA*アンタイド資金700億ドル程度、②非ODAアンタイド資金（日本輸出入銀行*アンタイドローン、貿易保険*等）500億ドル程度、総額1200億ドルの資金環流計画を表明している。

資金協力 発展途上国*が経済社会開発を行おうとしても投資資金不足で実行できない場合、先進国がその資金を援助するものである。資金の供与には、政府ベースで無償協力（贈与）と有償協力（被援助国が返済を要する借款）があり、民間ベースでは輸出信用*および海外投資等がある。1996年の我が国からの二国間政府開発援助*供与実績は無償資金協力*55億7400万ドル（技術協力*を含む）、有償資金協力27億8000万ドルである。

試験的事業 開発事業本体の経済的・技術的実行可能性を確認するために試験的に行われる事業であり、主として、JICA*または海外経済協力基金*により資金協力*が行われている。具体例としては、JICAによるマレーシアの天然ゴム・廃液有効利用事業、海外経済協力基金の一般案件として、ニジェールのウ

ラン探鉱等への融資がある。

自助努力 effort of the self-help; 発展途上国*の発展のためには、まず当該国自身による努力が基本であり、諸外国、諸機関による援助はその自助努力を補完するものであるとする考え方。我が国の経済協力政策の基本でもある。この考えは、アルジェ憲章、ピアソン報告*でも明示されている。援助供与国、被供与国との間の政策対話、世界銀行*等による構造調整*融資（S A F）も自助努力を促すためのものである。我が国の場合、具体的には、無償援助や商品借款によって得た資金の一定部分を積み立てさせ、その使途を開発に限定させたりして、自助努力を促進させている。

事前通報 援助国が被援助国に対し、政府の交換公文*（E／N）案提示前にその援助内容を伝えること。あくまでも援助国側が意図している援助内容を内々に伝えるものであって、被援助国側の合意を求めるものではない。通常政府部内での検討を経て、閣僚が国際あるいは二国間会議等の場で政治的に表明することが多い。円借款*の場合には、事前通報後、E／Nの締結、貸付契約（ローン・アグリーメント*）の締結という段階を踏んで実行され、無償援助の場合は、E／N締結、契約認証*という段階を踏む。

持続可能な開発委員会（C S D）

Commission on Sustainable Development ; 1992年6月に開催された国連環境開発会議*(UNCED)のフォローアップを実施するための新組織。92年の第47回国連総会にて設立することが正式に決定。93年2月の国連経済社会理事会*組織会合にてその設立が決議され、経済社会理事会の下に設置。上記組織会合後、メンバー国選挙が行われ、日本（任期1年）を含め53カ国がメンバー国となった。本委員会（CSD）の主要目的は、①国連組織全体のアジェンダ21*実施状況の監視、②各国のアジェンダ21実施状況の検討、③アジェンダ21に盛り込まれた技術移転*や資金問題に関するコミットメントの実施の進捗状況のレビューと監視、④リオ宣言および森林原則声明に盛り込まれた諸原則の推進、⑤アジェンダ21の実施に関する適切な勧告の経済社会理事会を通じた国際総会への提出、である。

JICA → 153～54ページ

社会開発サミット World Summit for Social Development; 1995年3月にコペンハーゲンで開催された、社会開発問題を討議する国連主催の会議。我が国を含め118カ国の首脳が参加した。中心議題は「貧困の撲滅」、「雇用の拡大」、「社会的統合の推進（社会的弱者の社会参加の促進）」で、社会開発の環境作り、貧困の撲滅、雇用の促進、社会統合の

推進、男女平等の推進、実施とフォローアップについての国内的および国際的な取組みをまとめた「宣言」および「行動計画」を採択した。

開発援助については、①社会開発に向けての国際的な取組みを方向づけたこと、②社会分野に従事する世界各地のNGO*、社会活動家、ボランティア等に光を当てたこと、③発展途上国*の真の発展のためにも社会問題の克服が不可欠との各国の共通認識を得たこと、などの点において成果を収めたといえる。また、20/20（関心のある先進国と発展途上国がそれぞれ、援助の2割と国家財政の2割を社会分野に割り当てるこを約束すること）について合意がなされ、社会問題に配慮した開発の重要性についての意識を高める役割を担った。

商品借款 援助供与国と被援助国との間で、予め輸入する商品（工業資本財、工業用原材料、肥料・農薬・農機具、各種消費財等）が合意されている借款のこと。被援助国の国際收支支援、国内経済安定を目的として、または見返り資金の創出を副次的目的として供与される。

食糧援助 → K R食糧援助、食糧増産援助

食糧増産援助 発展途上国*の食糧問題の解決には、自助努力*による食糧増産が不可欠との考えに基づき、それを支援する形で、1977年度より

無償援助として供与されている。援助内容は、肥料、農薬、農機具等の食糧生産に必要な農業資機材の供与である。食糧援助*がK R 援助と称されるのに対し、食糧増産援助は「2 K R」と呼ばれる。

新開発戦略 New Development Strategy, OECD's partnership strategy; 昨今の先進国の「援助疲れ」および援助効果への疑問の様相を受け、援助の重要性、有効性を再確認すると共に、先進国と途上国がパートナーシップの下に開発を進めていくことを謳ったもので、1996年5月にOECD・DAC*で採択された。正式名称は「21世紀に向けて：開発協力を通じた貢献」。特色は開発の具体的な数値目標を定めていることであり、我が国はこれまでペルー、カンボディア、ジンバブエ、ガーナ、タンザニア、エティオピアをモデル国として本戦略を推進していく旨表明している。

定められた数値目標は次のとおりである。

- ①2015年までに極端な貧困の下で生活する人々の割合を半分に削減。
- ②2015年までにすべての国において初等教育を普及。
- ③2005年までに初等・中等教育における男女格差を解消。
- ④2015年までに乳児と5歳未満の幼児の死亡率を3分の1に削減し、妊産婦の死亡率を4分の1に削減。
- ⑤2015年を最終目標として可能な限

り早期に、適当な年齢に達したすべての人が基礎保健システムを通じて性と生殖に関する医療保健サービスを享受できるようとする。⑥2015年までに現在の環境資源の減少傾向を地球全体および国ごとに増加傾向に逆転させる。そのため、すべての国が2005年までに持続可能な開発の国家戦略を実施。

新興工業経済地域(N I E s) Newly Industrializing Economies; 1960年代から70年代にかけて、輸出主導型成長政策により、世界の工業生産および工業製品貿易において急速にシェアを拡大した国々を指す。アジア4カ国・地域（韓国、台湾、香港、シンガポール）、中南米3カ国（ブラジル、メキシコ、アルゼンチン）および南欧4カ国（ギリシャ、ポルトガル、スペイン、旧ユーゴスラヴィア）を含めた11カ国・地域を新興工業経済地域（N I E s）と名付けている。なお以前は新興工業国（N I C s）と呼ばれていた。現在は1980年代以降も成長著しいアジア4カ国・地域を指してN I E sと呼ぶことが多い。

新・再生可能エネルギー（N R S E） new and renewable energy; 新エネルギーとは、エネルギー資源の有限性および地球温暖化の観点より、石油や石炭などの化石燃料エネルギーに代替することが期待されるエネルギーであり、太陽エネルギー

などの「自然エネルギー」、ごみ焼却排熱などの「リサイクル・エネルギー」、コジェネレーション（熱・電力併給）などの「高効率エネルギー利用」、電気・天然ガスなどの「クリーン・エネルギー」を含むものである。特に、太陽エネルギーに代表されるように、利用してもなくなることがなく無尽蔵であるという特徴を持つ「自然エネルギー」を再生可能エネルギーといふ。

1981年8月にはケニアのナイロビで新・再生可能エネルギー源国連会議（United Nations Conference on New and Renewable Sources of Energy）が開かれ、太陽エネルギー、動植物の廃棄物を利用するバイオマス・エネルギー、地熱エネルギー、風力、水力、波力などの新・再生可能エネルギー分野に関する総合的な開発利用促進措置を示したナイロビ行動計画（Nairobi Programme of Action）が採択された。

シンジケート・ローン syndicated loan；複数の金融機関が融資団（シンジケート）を組成して行う協調融資*。融資団参加金融機関にとって、リスクが分散されるというメリットがあるとともに、借入人にとっては、巨額の資金が調達できること、融資団の幹事金融機関と交渉すればよいこと等のメリットがある。近年、発展途上国*における大型融資案件、プロジェクト・ファイナンス*案件

に積極的に活用されている。

水産無償 grant aid for fisheries；1974年度予算から経済開発等援助費の内枠として実施されている無償援助で、水産資源に富む発展途上国*における、水産業の振興、漁業資源の開発に対して我が国の進んだ水産技術、豊富な経験を生かして積極的援助をなし、これを通じて対象国の経済社会の開発に寄与しようとするもの。具体的には漁業調査船、水産加工センター等の水産関係プロジェクト、魚網や船外機などの機材供与などである。

裾野産業 supporting industry；製造業に必要不可欠な原材料、部材、各種サービスを供給し、製造業を支える全産業のこと。なかでも鋳造品業、プラスチック加工業、金属プレス加工業、金型工業等がその代表としてあげられる。

1980年代のASEAN*諸国の経済発展は、輸出指向型の組立型製造業を中心に進展したが、国際競争力のある製造業を育成するためには、組立型製造業にとどまらず、それに必要な部品等を供給する裾野産業が育成・強化される必要がある。しかしながら、これら諸国における製造業においては、素材、部品等を供給する地場メーカーが一部存在しながらも品質、価格、納期等の問題があり、大部分を日本等の先進国からの輸入に依存しているのが現状である。

これら部品の輸入は貿易収支の赤字要因にもなっており、裾野産業の育成はASEAN諸国における喫緊の課題となっている。

このような観点から、1992年の日・ASEAN通商産業大臣会合*での議論を受け、93年の同会合において、「ASEAN産業高度化に向けた展望と課題」*を提出し、裾野産業の育成の必要性を、産業インフラの整備、人材の育成、技術移転*の基盤整備等と並んでASEAN諸国の産業高度化を図るための解決すべき課題として提示し、具体的支援策を提案した。

スタベックス (STABEX) ロメ協定* (E C <欧州共同体> 加盟国とアジア、カリブ、太平洋地域の開発途上国<ACP諸国>との間で締結された経済協力協定、1975年に第1次協定締結)において設置された輸出所得安定化制度のこと。その目的は、国際市場の需給事情ないしは天災等により生じるACP諸国的一次産品の輸出所得の不安定を是正するために補填を行うことで、その補填のためにあらかじめ一定の基金が設けられている。89年12月にE C 12カ国とACP諸国68カ国との間で署名された第4次ロメ協定では、適用品目はコーヒー、バナナ、落花生等の一次産品49品目、補填条件などは外国の総輸出に占める当該産品の輸出割合が5%以上（ただし、後発

途上国、内陸国*および島嶼国*に対しては1%以上）であること、とされている。

スタンドスティル standstill；近年、保護主義的措置の発動が増大していることから、1930年代の悪夢を再現させないためにも、これら保護主義的措置に歯止めをかけ、現下の危機を克服すべく最大限の努力を傾注していくとの趣旨のもと、少なくとも現状以上に保護主義的措置を拡大しないことをいう。国内産業保護のため安易に貿易制限的措置を導入することは、長期的には一国全体の損失となるばかりではなく、結果的に世界経済全体の発展と成長ひいては世界の平和と安定を脅かすことになるとの考え方による。

生活大国5カ年計画 政府が1992年6月30日に閣議決定した経済計画。「環境と調和した内需主導型経済構造の定着」を政策運営の基本方針とし、「地球社会と共生する生活大国への変革」を中長期の方針として設定した。

この中で国際貢献については、今までの資金面に加え、国際平和・安定のための貢献や科学技術面での貢献等の新たな展開が求められているとし、経済協力についても一層の量の充実、多様な展開が必要であるとしている。

具体的には、開発と環境の両立に向けた地球環境保全へのODA*の

活用、経済政策・社会制度等の分野における日本の経験を活用した知的な面での貢献、人口問題、旧ソ連地域・東欧等の民主化、市場経済への移行などの多様な展開を重点項目としている。

生産物分与方式（P S方式） production sharing method；開発輸入方式の一種。発展途上国*の開発プロジェクトに先進国が資金、資材、技術面等で投資を行い、当該プロジェクトからの生産物を輸入する方式。被投資国側には事業の経営権、所有権が維持できる、外貨負担が軽減できるというメリットがあり、投資国側には、資源を安定的に確保できるというメリットがある。

青年海外協力隊 Japan Overseas Cooperation Volunteers；技術・技能を持った青年を発展途上国*に派遣し、現地の住民とともに生活しながら技術を指導し、経済社会開発、産業の生産性向上に協力する制度。主体は一人ひとりの隊員であり、ボランティア性、公募性に特徴がある。累計派遣隊員数は、1990年に1万人を突破した。JICA*に事務局があり、日本政府と受け入れ国政府間の派遣取り決めに基づいて実施されている。派遣分野は多岐にわたるが、農林・水産・人的資源・保健医療部門が比較的多い。累計派遣員数の地域的配分は、アフリカおよびアジアが約3割、中南米が約2割、その他

が2割程度となっている。最近では、勤務してきた企業に身分を継続したままで参加できる現職参加体制の整備を進めている。

政府開発援助（ODA） official development assistance；ODAは次の条件を満たす支援である。

①政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること。

②発展途上国*の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。

③資金協力*については、その供与条件が発展途上国にとって重い負担にならないようグラント・エレメント*が25%以上であること。

上記条件を満たさない政府機関による支援は、「その他政府資金*（OOF）」に分類される。

ODAは、援助国と被援助国間の無償資金協力*、技術協力*、有償資金協力からなる二国間援助と、国際機関等への出資・拠出からなる多国間援助で構成されている。

政府開発援助大綱～7～12ページ

政府開発援助の中期目標 ODA*の量的拡充、質的改善、効果的運営について基本的目標を定めたもの。中期目標は、経済企画庁長官が経済関係省庁大臣の合意を得、総理大臣に報告し、了承を得て成立しており、日本のODA拡大・充実の基本となっている。（～政府開発援助（ODA）の中期目標について（本書4～

5 ページ>)

生物多様性条約 Convention on Biological Diversity ; 近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、生物層の豊かさが失われてきており、その原因となっている生物の生息環境の悪化および生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなっている。

このような懸念を背景に、希少種の取引規制や特定地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（ラムサール条約やワシントン条約等）を補完し、生物の多様性の包括的な保全および生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになった。

1992年6月、リオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議*（UNCED）において本条約が作成され、我が国も含め162の国・機関（96年10月11日現在）が署名。93年5月、先進諸国の中でも早期に我が国は本条約を締結。93年12月29日、第36条に定める発効要件が満たされたことにより本条約は発効した。

1992年5月に採択された国際条約であり、その主たる内容は、生物多様性の保全、その構成要素の持続的利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分を実施することを目的とし、国家戦略、計画の策定、自国の保全上重要な地域や種

のリストの作成、保護区等の設定、遺伝子資源に対するアクセス・保証・技術移転*、資金援助等である。

世界銀行 →122～30ページ

世界貿易機関（WTO） World Trade Organization; 1995年1月に設立された貿易に関する初の国際機関。設立時の加盟国は、日本、アメリカ、EC、カナダ等76カ国・地域。

従前のGATT*は、正式な国際機関ではなく、事務局も締約国の決定により成立していたものであったが、WTOはその設立協定を有し、正式な国際機関となった。なお、本部や職員等は、ジュネーブにある従来のGATT事務局を継承する形で発足。

また、国際条約としてのWTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を本体として、ウルグアイ・ラウンドで合意された諸協定（アンチ・ダンピング、セーフガード協定等のほか、国際条約としてのGATTも含む）がその付属書1～4に収録されている。特に付属書1～3は、本体の協定と不可分一体のものとして一括受諾が義務づけられている。

このようなWTO体制成立の意義は、①WTO協定の対象となる通商上の国際紛争に関して、統一的な紛争解決手続きが導入され、通商分野における「法の支配」が強化されたこと、②我が国、アメリカ、EC等

の平均関税率が約4割削減された等、関税率の大幅な削減、撤廃、平準化が図られたこと、③サービス、知的財産権等GATTが対象としていなかった分野に規律を導入したこと、④アンチ・ダンピング、補助金・相殺措置、セーフカード等の産業救済を目的とした貿易措置の運用・手続きに関するルールが明確化されたこと、⑤基準・認証制度、輸入許可制度、特定産業に対する補助金等の貿易に影響を与える諸措置についてのWTO事務局への通報が義務付けられて、透明性が向上したこと、等である。

石油輸出国機構 → OPEC

世界銀行グループ 世界銀行*という呼称は、国際復興開発銀行*（IBRD、1945年設立）とその姉妹機関である国際開発協会*（IDA、60年設立）の総称である。IBRDには、さらに国際金融公社*（IFC、56年設立）と多数国間投資保証機関*（MIGA、88年設立）の二つの姉妹機関があり、この4機関は「世界銀行グループ」と呼ばれる場合もある。これらの機関の共通目的は、先進国から発展途上国*への金融資源の流れを促進することにより、発展途上国の生活水準の向上を図ることである。

IBRDは、発展途上国の中でも経済・社会の発展がある程度進んだ諸国を対象に、一般に貸付条件は据

置期間5年、償還期間15～20年で、金利はガイドラインに従い計算される。IDAの援助対象国は1993年度基準で1人当たりGNPが765ドル以下の国に集中しており、貸付条件は据置期間10年、償還期間35または40年で、無利子である。IFCは発展途上国における民間投資に関し融資、出資を行うものであり、MIGAは株式投資その他の形態の発展途上国への直接投資を促進するため非商業リスクに対する保証を行うものである。（→122～31ページ）

セクター援助 ある特定のセクターの開発目標を達成するために、技術援助・資金援助等をすべて一つのパッケージで供与しようというものであり、プロジェクト援助*による技術的・経済的健全性の確保という利点と、プログラム援助*による全体的な経済開発のため実務性の確保という利点との両方をとり入れようとする手法である。この手法は主として、農業、教育、保健衛生などのセクターにとって効果的であると考えられる。

その他公的資金（OOF） other official flows；先進国の公的資金による発展途上国*への資金の流れのうち、政府開発援助*（ODA）に含まれないもの。具体的には①公的輸出金融機関が行う輸出信用*、②公的機関が行う直接投資、③国際機関発行債権の公的機関による取得、

④公的部門が実施した非ODAのリファイナンス等が該当する。ただし、資金供与者が政府もしくは公的機関であっても、本来、貿易促進を目的とするもの、グラント・エレメント*（GE）25%未満のものは除かれる。我が国の主な実施機関としては日本輸出入銀行*、石油公団、金属鉱業事業団がある。

ソフトインフラ soft infrastructure; 広くは、民事・商事法、投資制度、為替制度、税制、金融・資本市場、各種非関税措置・技術的障害などを広く含む概念であり、その定義は確固したものではない。例えばAPEC*等の場においては、貿易・投資の円滑化のために必要な制度的基盤として広く認知されている知識的財産および基準・認証*を対象としている。我が国産業のアジアをはじめとする途上国への進出が増大するなか、途上国におけるこれらソフトインフラの未整備が原因となって、模倣の被害、規格の相違に起因するコスト増など、進出企業の不利益が生じている。また、途上国自身においても産業・投資の阻害要因としてソフトインフラの不足が認識されており、途上国の持続的な発展のためにも早急な整備が必要である。

ターン・キー方式 プラント輸出*や海外建設工事に多くみられる契約の一形態。一括請負契約ともいわれる。輸出者（一括受注者）側がプラ

ント設備等を現地で据付け、建設、試運転までの業務を責任をもって履行する契約であり、買手側が鍵(key)を回せば(turn)設備が稼動するようにして引き渡す方法である。発展途上国*向けプラント輸出や海外建設工事に多く利用する方式である。

タイイング・ステータス tying status; ODA*の調達条件を表す。円借款*のタイイング・ステータスについては、主に3種類ある。調達先について、①借款供与国のみに限定するものを「タイド」、②借款供与国および発展途上国*（DACリスト掲載国〈パートI国およびパートII国〉）に限定するものを「部分アンタイド」、③借款供与国を含むいずれの国からも調達可能なものを「一般アンタイド」と呼んでいる。このうち、②の「部分アンタイド」についてはOECDの場で「タイド」と同様のカテゴリーで扱われている。

我が国は、1978年1月に、当時の我が国国際収支の大幅黒字を背景として、我が国の資金援助について一般アンタイド化を基本原則とする旨表明。以来、内外の諸般の事情を考慮しつつ一般アンタイド化を推進してきたところ、96年度の一般アンタイド化率は初めて100%（交換公文*ベース）に達し、国際的に極めて高水準の一般アンタイド化率を達成し

ている。

対外経済協力関係閣僚会議 経済協力の実施に関する行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、1988年12月の閣議により、経済協力の基本政策について閣僚レベルの意見交換を行う場として設置された。構成メンバーは、下記の14閣僚と各会議ごとに必要とされる関係者で、内閣房長官が会議を主宰し、必要に応じてその開催を行う。

第1回会合は1988年12月23日に、「最近の経済協力の国際的動向について」を議題として行われ、最近では、第9回会合を92年6月30日に「政府開発援助大綱について」と題して開催している。

14閣僚：外務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官、環境庁長官、内閣官房長官。

対外経済協力審議会 Council of Foreign Economic Cooperation；対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策および重要事項を調査審議する内閣総理大臣の諮問機関として1961年に設立された。内閣総理大臣の任命する各界の有識者20人の委員よりなり、内閣総理大臣官房外政審議室が庶務を行っている。86年2月には、最近の内外情勢に対応した我

が国对外経済協力のあり方について諮詢がなされ、87年5月に「我が国経済協力の推進について」と題する意見書を首相に答申した。なお、88年4月11日の第50回総会において上記答申のフォローアップ小委員会が設置され、94年5月までに34回の小委員会が開催されている。最近の動向としては、91年3月には「地球環境問題*と我が国对外経済協力について」と題する意見具申がなされた。さらに、92年5月には政府開発援助大綱（～7～12ページ）に盛り込むべき主要項目等を取りまとめた「我が国对外経済協力の推進について」と題する意見具申がなされた。

第三国研修 third country training programme；技術協力*のうち発展途上国*の人材育成を目的とした研修事業の一形態。研修には、研修生を我が国に受け入れて固有技術や管理技術を修得せしめる受入れ研修と、我が国の講師を発展途上国に派遣して現地の状況に応じた研修を行う海外研修があるが、後者のうち当該国だけでなく、近隣諸国の技術者も対象としたり、更には特定分野で一定の技術水準を有する拠点国において近隣諸国の技術者のみを対象として実施する海外研修のことを第三国研修という。これにより、社会的、文化的、言語的に共通の基盤を持つ発展途上地域相互間において、現地の事情に適合した適正技術の移転を図

り、発展途上国間の技術協力を促進することを目的としている。

第三国調達 調達適格国*の供給者が被援助国の実施機関に対し契約に基づき生産物を供給する際、調達適格国以外の国から生産物を調達し、供給すること。当該生産物の性能、価格面において止むを得ない場合に、契約金額に対して一定の比率以下について認められる。なお、類似の概念として「輸入コンポーネント」があるが、これは、調達適格国における生産物に調達適格国以外の生産物を輸入し、組み込んで供給するもので、この場合は輸入ポーションを含めて調達適格国の生産物と見なされる。

タイドータイリング・ステータス

タイド援助信用 OECD貿易委員会のもとで1978年の4月に「公的支持を受ける輸出信用ガイドライン*」に関するアレンジメント、略称：輸出信用アレンジメント」が取り決められた。これは公的支持を受ける商業上の輸出信用*の条件面における過当競争を回避するために、その諸条件を規制したものであるが、同時に開発目的のためもっぱら公的資金から、あるいは混合借款*として一部公的資金、一部民間資金から融資される信用（タイド援助信用という）供与についても規制がなされた。その規制については特に80年代に入ってからの世界的な景気後退を背景

にプラント受注競争が激化したのを機に強化がはかられてきた。現在の援助は92年2月から適用されているヘルシンキ・パッケージと呼ばれるもので、コンセッショナリティ・レベル*（CL）35%以下のタイド援助信用供与禁止、OECDに対する事前通報の義務づけ等の規制が課されている。

対パレスチナ支援 イスラエル・PLO暫定自治合意の成果を確固たるものとするため、パレスチナの短期および長期の経済開発に関し国際的に協調して支援が行われているもの。1993年10月、アメリカにおいて対パレスチナ閣僚レベル支援会合が開催され、アメリカ、ロシア（以上共催国）、日本、イスラエル、ヨルダン、レバノン等45カ国およびPLO、国連、世界銀行*の代表が参加した。我が国の2年間で2億ドルの支援を含め、参加国総計で5年間で20億ドルに達する支援が表明されるとともに、今後援助国との連絡調整を図るために、EC、日本、アメリカ、湾岸協力会議（GCC）、ロシア等7カ国によって構成されるアドホック連絡委員会の設置も決定された。これを受けて、世銀主催により協議グループ*（CG）が開催され、具体的なプロジェクトに関し意見交換が行われている。

対比多国間援助構想（MAI） Multilateral Aid Initiative；MAIは、

フィリピンに対する援助の重要性につき認識を同じくする諸国の参加の下、国際的支援体制を確立し、フィリピンが持続的な成長を達成できるよう同国の国造りに対し、国際社会として強力な支援を与えるとともに、フィリピンの援助実施・吸収能力を高めるために制度改善、構造改革を更に促すべく、国際機関を中心とする国際的枠組みの下で同国政府に働きかけることを目的とするもの。第1回会合は1989年7月に東京で開催された。

多数国間投資保証機関（MIGA） →130ページ

多国籍企業（TNC）の行動規範

多国籍企業の行動の、特に、LDCの開発に与えるネガティブな影響の排除を目的とした国連コード。「TNCコード*」と略称される。発端は1972年まで遡るが、本格的検討は77年、国連経済社会理事会*に政府間作業グループが特設されて以降である。多国籍企業の進出先国（ホスト国）の内政に対する不干渉と国家の開発計画に沿った活動、反競争的行為の禁止、技術移転*の促進等を骨子とする本件コードは、現在もなおその内容をめぐって検討が続けられている。91年9月現在、コードの法的性格、TNCの処遇、国有化と補償、裁判管轄権、等コードの主要点をなす項目について依然として先進国側と途上国側の主張が平行線を

たどっており、コード採択の見通しはたっていない。

DAC(開発援助委員会) Development Assistance Committee; O E C Dの下部委員会として、発展途上国*援助の量的拡大、質的改善の推進・審査等を目的として1961年に設立され、事務局はパリに置かれている。加盟国は先進国21カ国（92年にルクセンブルグが加盟）およびE C 委員会から成り、毎年の各国援助実績の審査（DAC援助審査*）、ローカル・コスト*等の援助ガイドライン、グラント・エレメント*86%の条件勧告、開発における女性の役割の支援のためのガイディング・プリンシップル、アンタイド*化合意、援助調整に関するガイディング・プリンシップル、混合借款*等に関するガイディング・プリンシップルの採決等の活動を行っている。

DAC援助審査 DAC aid review; DAC*の加盟各国と欧州共同体（E C）が実施してきた援助に対し、加盟各国（E Cを含む）が相互に、かつ定期的（2年に1度程度）に行っている審査のこと。審査の対象は、被審査国の援助量、質、実施体制をはじめとするDACで合意された各種政策の実施状況等であり、審査には加盟国のうち、2カ国があたる。

1995年11月に行われた我が国に対する援助審査では、4年連続世界一の援助大国となっている日本を「国

際的な援助努力の柱」と高く評価。援助の力点がインフラ整備から社会開発分野に移っていることや、大綱に基づいた意欲的な援助政策に注目が集まった。一方で、国内N G O*に対する援助強化の必要性が指摘され、第5次政府開発援助の中期目標*達成への懸念も示された。また、援助対象国をアジア重視からアフリカ諸国へも広げるよう注文が出された。

DAC条件勧告 recommendation on terms and conditions of aid adopted by the DAC; DAC*によってODA*の援助条件緩和のための目標として行われた勧告であり、1978年援助条件勧告（72年勧告の改訂）は次のとおりである。

①ODAのグラント・エレメント*（GE）を86%以上にする。

②GE25%未満はODAに含めない。

③L L D C*に対する援助は主として贈与とする。

④L L D C以外の最大ニーズを有する国に対しては、可能な限り高いGEの供与をする。

DAC新ガイディング・プリンシブル 正式名称は「アソシエイトッド・ファイナンシング（AF）およびタイド*・部分アンタイド*ODA*のための改訂ガイディング・プリンシブル」。

DAC*加盟国は、1987年4月のD A C本会合で採択されたD A C新

ガイディング・プリンシブルにおいて発展途上国*の経済・社会開発に資するため、援助の効果を高める努力の一環として、AFおよびタイド・部分アンタイドODAが、優先的開発目的に資し、公正な貿易競争に沿うものとなるべく確保することを約した。83年に採択されたガイディング・プリンシブルと異なり、新ガイディング・プリンシブルは、AFのみならずタイド・部分アンタイドODAにも適用される点、援助および貿易を歪曲する危険性のある場合についての規制を強化している点が特徴である。

DACリスト改訂問題 DAC*（開発援助委員会）において、被援助国に対して一定の基準を設け、比較的発展段階の進んでいる国を途上国リストから卒業させる（援助自体を禁ずるものではないが、ODA*として計上できなくなる）ことを議論した問題。背景には冷戦の終焉による新たな被援助国（東欧など）の出現、多くのドナー国の援助量の伸び悩みがある。

1992年より議論が交わされ、95年5月の上級会合で最終的な合意に至った。その内容は、①世銀の分類による高所得国は加盟国とのコンセンサスにより残留が認められない限り、3年の経過期間の後に卒業する。ただし、92、93年の合意時点では高所得国であった国・地域はそれぞれ96、

97年より卒業する、②上位中所得国の内、世銀融資適格の上限を超える国・地域は原則として残留する。ただし、ここに分類される国に対しても加盟国は3年に1度開催される検討会の場で卒業を提案できる(ただしコンセンサスが必要)。コンセンサスが成立した場合には、原則として3年間(合意によって短縮可能)の経過期間を経て卒業する、③移行に関しては1人当たりGNP、GDPに占める農業生産額の割合、平均余命、就学年数、就学年数の男女比、総合出生率、援助依存率、資金の市場性、対外債務、カントリー・リスク*を指標とし総合的に判断する、である。

なお、①によりバハマ、ブルネイ、クウェイト、カタル、シンガポール、アラブ首長国連邦が1996年より、台湾、サイプラス、イスラエル、香港、パミューダ、ケイマン諸島、仮領ボリネシアが97年より卒業する。また、見直しの検討会は96年を最初とし、3年に1度開催される。

WTO→世界貿易機関

地域経済圏 1980年代初頭、東西冷戦体制の崩壊によって、国境を越えた生産要素の自由な移動が促進されることになったが、これによって国際経済関係に新たな枠組みが登場することになった。アジアにおいては中国やヴィエトナムが対外開放政策をとったことから、華人系を中心と

する民間資本が体制の違いと国境を乗り越え、低コストの生産拠点を求めて東アジア域内に活発な投資を開拓することになった。このように直接投資を通じ一定の地域の範囲で国際分業が活発化することによって、それが一種の経済ブロックの様相を呈するようになったのである。「華南経済圏」、「環渤海経済圏」、「バーツ経済圏」、「成長の三角地帯」などと称されたものがそれであり、局地経済圏(Subregional)とも呼ばれた。これはあくまで民間主導で自然発生的に生み出されたものであり、東アジア経済協議体*(E A E C)のように政府主導型の地域経済ブロックとは性格が異なる。

地球環境ファシリティー(G E F) global environment facility; 発展途上国*の地球環境問題*への取組みを譲許的資金供与によって支援するために設立された資金メカニズム。1991年に世界銀行*内に設立され、当初91年から93年の3年間を試験的期間として、10億SDR(13億ドル)の資金規模で、世界銀行、国連開発計画*(UN D P)、国連環境計画*(U N E P)の三者が協調して運営している。

対象とする範囲は、地域温暖化防止、生物の多様性保全、オゾン層の保護、国際水域汚染の防止の4分野である。

新しいG E Fの資金規模は、1994

年7月から97年6月の3年間に承認されるプロジェクトに供与される資金として、総額約20億ドル。我が国は約4億1500万ドルを拠出済（シェア20.5%，アメリカに次いで第2位）。

地球（規模の）環境問題 人間活動が各分野で拡大、活発化することによって、オゾン層の破壊や二酸化炭素、メタン等による地球の温暖化といった地球全体に影響を及ぼす問題、一地域や一国だけに限定されない酸性雨等の国境を越える環境問題が発生している。

地球的規模の環境問題としては、①大気環境に関するもので、オゾン層の破壊、二酸化炭素濃度の上昇等に伴う地球温暖化、②陸上生態系に関するもので、熱帯林の減少、砂漠化*・土壤浸食等の土壤悪化があり、③海洋生態系に関するもの、④野生生物の種の減少に関するものがある。国境を越える環境問題としては、①酸性雨、②有害廃棄物の越境移動、③地域海の汚染、がある。また、発展途上国*の中でも工業化や人口の増大・都市集中が進んでいる地域では、大気汚染や水質汚濁等の公害問題が顕在化している。

国連では1972年6月「国連人間環境会議」を開催して、広範囲にわたる環境問題を討議し、26項目の原則からなる人間環境宣言（ストックホルム宣言）を採択した。この会議の

成果を受けて設置された国連環境計画*（UN E D）は、82年U N E P管理理事会特別会合において、環境的に健全で持続的な社会経済の発展の実現をめざす「ナイロビ宣言」を採択した。また、84年に「環境と開発に関する世界委員会（W C E D）」が発足した。更に、92年6月には約170カ国の参加により、「国連環境開発会議*（U N C E D）」を開催し、環境悪化防止のための戦略や手段について討議を行ったことに加え、環境と開発のバランスを如何にとるかという「持続可能な開発」を重要テーマとして討議を行った。本会議の具体的な成果として、①「環境と開発に関するリオ宣言」、②アジェンダ21*（行動計画）、③「森林に関する原則声明」の3文書の採択と、④「気候変動枠組み条約*」および⑤「生物多様性条約*」への署名が行われた。O E C Dでは81年4月以降環境委員会が検討を行っており、85年に環境アセスメントに関する理事会勧告を採択し、86年には同勧告を具体化し促進する勧告を採択している。D A C*においても環境問題について議論が行われてきている。世界銀行*でも70年以来、開発と環境に関心を持ってきており、他の国際開発金融機関と相互に協力しつつ、ガイドラインを作成して環境プロジェクトに対する融資を実施してきている。また、地球環境問題は、サミットで

も主要なテーマとして取り上げられ、各種の国際会議が開催され熱心な討議が行われてきている。

我が国では1980年9月に「地球的規模の環境問題に関する懇談会」が環境庁に設置され、これまでに3回の報告書をとりまとめている。さらに、W C E D が87年4月に公表した報告書を受けて、88年6月には「地球環境問題への我が国の取組—日本の貢献：よりよい地球環境を目指して—」と題する報告書を公表した。また89年5月、地球的規模の環境問題に関する施策の効果的・総合的推進を図るため「地球環境保全に関する関係閣僚会議」を設置した。さらに、9月にはU N E Pと共に「地球環境に関する国際会議」を開催した。

知的財産権（I P R） intellectual property rights；無体財産制度ともいい、主なものに人間の知的創造活動の所産である創作物に対する権利である「特許権」「実用新案権」「意匠権」「著作権」や、営業に関する識別標識に対する権利である「商標権」がある。著作権を含む点で「工業所有権」よりも広い概念である。知的財産権の権利の客体は、発明、考案など人間の観念の上に存在する無体物であるために、事実として占有することができない。しかし「特許法」等の関連諸法は、権利者の許諾なく行われるこれらの無体物の利

用行為を侵害行為とし、排他的な支配権を認めている。

また、知的財産権は、基本的人権、所有権等とは違い、天賦のものではなく、産業や文化の振興という政策目的により認められた権利である。このため、現状の保護形態は絶対的なものではなく、時代とともに変遷し、現在保護されていないものでも将来保護される可能性がある。

国際的には、W T O *・T R I P S 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、W I P O（世界知的所有権機関）などの専門の国際機関・国際的枠組みの下で、国際ルールへの整合化への取り組みが行われており、アジア諸国においても経済成長を図るうえでの必要条件として徐々に認識されつつある。とりわけ、A P E C *においては、域内の貿易・投資の円滑化に資する経済協力として、本分野に焦点を当て、積極的な活動が行われている。

中東和平多国間協議 本協議は、1992年1月、モスクワで開催された「地域の諸問題に関する多国間会議」で設定され、マドリード和平会議を共催した米・ロおよび、直接交渉当事者に加え、日本、E Uなどの域外各国が参加（シリア・レバノンは不参加）。五つの分野の作業部会（ワーキンググループ〈WG〉：軍備管理、経済開発、水資源、環境、難民）と、これら部会を調整・管理・

運営する運営委員会（ステアリンググループ（SG））とで構成される。

本協議は、中東地域の諸問題に多国間の枠組みで取り組むことにより当事者間の信頼醸成を促進し、将来の地域協力の青写真を示すことにより二国間直接交渉の推進に側面支援することを目的に、これまで二国間交渉が停滞しているときにも多国間協議はほぼ定期的に開催しており、二国間交渉を下支えする役割を果たしてきている。

五つのWGについて、軍備管理WG（議長国：アメリカ、ロシア）では、長期的目標や概念的な諸問題、また、通信、海上事故防止で具体的活動に関する協議、経済開発WG（議長国：EU）では、貿易、金融、観光、インフラの4分野での地域協力や具体的なプロジェクトを実施・展開、水資源WG（議長国：アメリカ）では、中東淡水化研究センター（オマーン）の設立をはじめ、水資源開発やリハビリ等に係る調査研究、環境WG（議長国：日本）では、環境行政、海洋汚染、廃棄物処理等に関する議論やセミナーの開催、難民WG（議長国：カナダ）では、雇用創出、人的資源開発、公衆衛生および児童福祉等への活動支援などを行っている。

中米サミット The Central American Summit; 1970年代末から80年代にかけて内戦、経済危機に直面し

た中米地域の平和と開発に関する重要問題をこの地域の首脳レベルで討議、解決するため、86年5月にグアテマラのエスキプラスで発足した大統領会議。当初、中米サミットでは、中米紛争の政治的解決が大きな課題とされ、90年第8回サミット以降、この地域の経済・社会開発、経済統合の再編が主要なテーマとされた。同サミットで採択された「アンティグア宣言」「中米経済行動計画」は、中米の経済発展と経済統合の活性化の方向を打ち出している。93年3月、中米統合の組織的再編により、従来の中米機構（ODECA）が中米統合システム（SICA）に改組され、以後この地域の政治統合の中心機関として機能している。経済統合の活性化では、92年以降、グアテマラ、エル・サルバドル、ホンジュラス、ニカラグアが自由貿易地域を形成し、93年第14回サミットで新中米経済統合条約が調印された（コスタ・リカを含む）。だが各国の経済格差が大きくその実現は容易でない。

1996年5月、ニカラグアのモンテリマールでの第18回中米大統領会議に続き、97年5月にはコスタ・リカで、この地域の政情安定を背景に、地域経済の活性化と米州自由貿易圏（FATT）構想の実現を梃子入れする米・中米首脳会議が開催され、麻薬、移民問題、経済統合、通商・

投資の拡大による繁栄、環境問題を地域的に取り組むことを確認したサンホセ宣言が採択された。

調達適格国 → 第三国調達

ツー・ステップ・ローン方式 two step loan ; 発展途上国*内の開発金融機関を通じ、その機関のもつ機能・ノウハウを活用しつつ中小規模の製造業、農業組合などの育成・強化に寄与せんとする援助形態。この方式による援助資金は、まず開発金融機関に供与され、さらに国内の多数の中小規模の最終事業実施者(end user)に転貸するために、ツー・ステップ・ローンと呼ばれる。

TNCコード → 多国籍企業の行動規範

D D R differentiated discount rate ; コンセッショナリティ・レベル*計算の基礎となる割引率に、各国通貨別の市中金利を反映させたもの。1987年7月15日に実施された新輸出信用ガイドライン以降採用されている。

DDRは、各国通貨のCIRR*を基に以下の式で算出される。

$$\text{CIRR} + \text{マージン}$$

マージン(0.75~1.25%)は償還期間によって異なる。

ディスバースメント disbursements ; 援助資金の実際の支払い。DAC*統計ではこれをもって「資金の実際の国際的移転」とみなす。貸付・贈与については次の時点をとらえる。

①船荷予定商品に対する資金供与機関による支払い時点。

②資金を被供与国の口座に払い込む時点。

③被供与国が口座より資金を引き出す時点。

現物供与の場合は上記①の時点または商品の船積み、被供与者の商品到着認証ないし所有権に関する書類の移転の時点とらえる。

ティンバーゲン報告 国連経済社会理事会*の開発計画委員会(ティンバーゲン委員長)が、「第2次国連開発の10年」に向けて1970年に発表した開発戦略案。同案は、世界共同体の緊張を緩和するという観点から、発展途上国*自身の努力および国際協力による貧しい国の開発の必要を説いている。具体的には、①発展途上国の社会経済構造と制度・行政の改革および近代化(経済力集中の排除、分配の改善、特権・不正の排除など)という国内改革のほか、②国内資源の最大限の動員、③先進国による資金純供与をGDPの1%まで高め、うち75%を政府資金とし、贈与分を80%とする、④商品協定等による市況不安定商品貿易の安定と拡大、⑤先進国の輸入障壁の除去と国内経済構造の転換、⑥技術援助*と科学技術協力の強化、⑦中央計画経済国による商品輸入と資金援助拡大、⑧発展途上国間協力の拡大等を提案している。

デット・サービス・レイシオ debt service ratio; 債務返済比率。一国の対外債務返済能力を評価する指標として用いられるもので、債務支払額（元金および利息）の経常収支外貨収入額（財、サービス輸出、労働者送金を含む）に対する割合を百分率で表示する。この比率が20%を超えた場合は危機ラインに達するとされている。アジアN I E s*では多額の対外債務があるが、輸出が好調なためデット・サービス・レイシオは20%以下にとどまっているが、中南米では30%を上回って危機的な状況にある国が多い。

デット・スワップ debt swap; 累積債務問題*の解決策には、大別すると債務返済繰延べや新規融資など先進国が政策的に対応する策と、解決を市場メカニズムに任せせる策がある。デット・スワップ（デット・コンバージョン〈debt conversion〉ともいう）は後者に分類される債務削減策であり、下記のような一連の債務転換処理方法を指す。①債務国の銀行が市場において自国の対外債務をディスカウントで購入し、実質的に国内ローン債権に転換する債務と債務の交換（debt debt swap）、②債務の株式化（debt equity swap）や債務の証券化（debt bond swap）、③自然保護債務スワップ（debt for nature swap）などがある。これまでチリやブラジルなどの

中南米諸国やフィリピンなどで、比較的活発に利用されているのが、②の債務の株式化である。これは債務国へ直接投資を計画する企業が、当該債務国の債券を割引価格で民間銀行から購入し、それを債務国中央銀行に額面に近い価格で売却し、代金として受け取った現地通貨を現地企業への出資（増資）に転換するものである。債務国にとって債務負担の軽減に役立つか、投資促進の効果もある。近年では国営企業の民営化にも利用されている。

デマケーション demarcation; 政府機関等の間の業務分野の調整を指す言葉。経済協力の分野では、我が国の主たる対外向け開発金融である海外経済協力基金*（O E C F）と日本輸出入銀行*（輸銀）の業務分野を、1975年7月1日以降調整したことを指すことが多い。その内容は、①発展途上国*に対する政府直接借款の貸付条件がグラント・エレメント*（G E）25%以上（O D A*）の貸付業務はO E C Fが行い、それ以外の貸付業務は輸銀が行う、②本邦人・本邦企業に対する貸付業務は原則的には輸銀が行う、③発展途上国に対する出資業務は主にO E C Fが行う等である。

天然資源恒久主権 すべての国は自国の天然資源に対し恒久主権（permanent sovereignty）を有するという主張。この主張は1962年の第17回

国連総会での宣言に初めて登場したが、60年代から70年代にかけての資源ナショナリズムの高まり、OPEC*の石油戦略の成功等を通じて「新国際経済秩序樹立宣言」(74年4月)、「国家の経済権利義務憲章」(74年12月)等において具体化し、現在では資源保有国は①自国の開発目的に従って自国の天然資源を支配しうる、②占領、外国支配等による損害は補償せざる、③国有化にあたっては、その補償の額と方法を決定する権利を有し自国法のみによってその紛争を解決する権利を有する、という内容になっている。なお、72年の決議で、この権利が200カイリ水域にまで及ぶことが確認された。

トイ・モイ doi moi; 「刷新」と邦訳されるヴィエトナムの一連の経済改革政策。1986年12月、第6回共産党大会においてグエン・ヴァン・リン書記長が党全体の意思として「国家目標」として宣言したもの。要旨としては、①性急な社会主義的改造路線の否定、②従来の重工業優先主義から、農業、日用品の生産の増大を優先し、これらの分野への重点投資、③計画経済を放棄し、市場経済の導入、④国際分業、国際経済協力への積極的参加等が明示された。

具体的には、1981年以降の国民生活の向上を優先した経済政策をさらに前進させようとするもので、私企業の公認、物流・土地制度に関する

規制緩和、外国投資法の公布等から成る。しかし、一連の制度改革は85年8月に実施された賃金・価格・通貨改革とあわせ国内経済を混乱させ、激しいインフレを引き起こした。そこで89年にはIMF*、世界銀行*等の勧告に基づき、価格の全面市場化、変動為替相場制の導入、高金利政策によるマネーサプライの抑制等により、著しいインフレは鎮静した。

1991年6月の第7回党大会において選出されたド・ムオイ書記長も就任に際し、トイ・モイ路線の継承を発表した。92年4月には市場経済の導入、私営経済の公認、長期の土地使用権、外国企業との合弁事業の承認等が明文化された憲法が発布された。96年6月、第8回党大会においてトイ・モイの10年を振り返り、所得倍増、GDP成長率9~10%を目指した新5カ年計画を発表するなど、従来路線を再確認した。

東西貿易大臣会合 G7と移行経済14カ国(ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、パルト3国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア、ブルガリア、ルーマニア、スロヴェニア)および三つの国際機関(EU、OECD、欧州復興開発銀行〈EBRD〉)が参加し、先進国と移行国が経済改革の現状について認識し、支援策の調整を行う会合。1992年5月、ドイツのミュンスターにおいて第1回会合が開かれ、

現在までに4回開催されている。

第1回、第2回会合では、先進国が支援を行うべき分野として企業改革、軍民転換、市場アクセスおよび貿易振興、外国投資促進、産業技術の6分野23項目をリストアップし、これをもとに先進国がそれぞれ考慮中の具体的な支援策を持ち寄って支援策の調整を行っていく体制が整えられた。

第3回会合においては、上記の方向に加え、民間のビジネスをこれら改革国に結集しようとする方向が打ち出され、このため大臣会合の前にビジネスセッションが開催された。その結果、貿易や投資など改革国へのビジネス進出の目標と進出を可能にするために改革国で整備しなければならない制度や政策、さらに、先進国が講るべき措置を提言したワルシャワビジネス宣言が採択された。

第4回会合においては、ビジネスセッションにおいてワルシャワビジネス宣言の実施状況を検討、ビジネス上の優先課題を定めて政府による追加措置について提言をまとめたボルチモアビジネス報告書をまとめた。これを受けた大臣会合では、企業リストラ等の支援策について評価を行うとともに、改革国における外国投資評議会の設置、最良のビジネス事例のチェックリストの作成など、今後の重要支援策がまとめられた。

投資紛争解決国際センター（ICS

ID）→130ページ

投資保護協定 國際的な投資の促進を図ることを目的として2カ国間または多国間で投資保護のために締結される協定。その内容は、①投資関連事業活動に関する最惠国待遇*、内国民待遇、②投資財産、収益の保護および保証、送金の自由の保証、③取用、国有化の際の条件、④補償の際の要件、国による求償代位、⑤投資に関する紛争の解決方法、等から成る。このうち、保険金支払い等に係る国の求償代位等の手続き的的部分のみのものを狭義の投資保証協定と呼び、①～⑤のすべての規定を有するものを投資促進保護協定と呼ぶことが多い。

我が国は、エジプト、スリランカ、中国、トルコ、香港の5カ国・地域と投資保護協定を締結しており、現在、ポーランド、ハンガリー、チェコおよびスロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、パキスタン、およびブルネイ、ヴィエトナムを除くASEAN*5カ国との間で協定について交渉中である。なお、アメリカは37カ国、ドイツは115カ国、イギリスは83カ国、フランスは68カ国と投資保証協定を締結している（各國の協定締結数は、1997年6月現在）。
島嶼国 island countries；確立された定義はないが、国連では基準の一例として、①人口が15万人以下である、②領土が4000km²以下である、③至

近の大陸から1000km以上離れている、④1人当たり国民所得が、「人口100万人以上、至近大陸から200km以内の発展途上国*」と同程度、もしくはそれ以下である、を挙げている。西サモア、モルディブ等がその例である。しかし先進国は島嶼国という新たなカテゴリーを作ることには消極的であり、後発発展途上国*（LLDC）並みの特別扱いを要求している発展途上国と対立している。

東南アジア諸国連合→ASEAN途上国の女性支援（WID） women in development; 開発、援助における女性の役割、地位を高めようという概念。基本的な考え方は、①女性は開発における受益者のみならず、開発の担い手であることに留意し、開発プロジェクトへの女性の参加の確保に配慮した開発援助を進めること、②女性のおかれている社会・経済的状況を改善し、女性の全般的な地位向上を促進すること、③発展途上国*、先進国双方の国際理解・協力を深めることである。

具体的な動きとしてDAC*は、1983年上級会合において「開発における婦人の役割支援のためのガイディング・プリンシブル」を採択したほか、翌84年にはWIDに関する専門家グループが設置された。ガイディング・プリンシブルは89年に改訂され、その中ではプログラムやプロジェクトの企画、実施の段階で男性

と女性双方のニーズと利益が十分に認識されるべきであり、資源、サービス、教育および訓練への平等な機会が女性にも与えられが必要十分条件であるとしている。

トロント・スキーム パリ・クラブ*が最貧国の公的債務返済繰り延べに際し1988年10月以降適用している債務軽減のための具体的措置。対象国は①デット・サービス・レイシオ*が高い国、②ODA*適格国である、③IMF*の構造調整*（S AF）を実施中、などを基準にケース・バイ・ケースで決定される。

債務国は三つのオプション（①対象債権の3分の1キャンセル、②償還期間の長期化（14年→25年）、③金利の原則3.5%の引き下げ、なお①、③の償還期間は14年）のいずれか（ただしオプションの組み合わせも可）を選択することになっている。

さらに1991年12月以降は新トロント・スキームが適用されている。対象国の決定基準はトロント・スキームと同一であるが債権国が選択するオプションは以下の五つ。①対象債権の50%キャンセル、②繰り延べ金利がネット現在価値ベースで50%キャンセルと等価になるまで引き下げ、③繰り延べ金利を若干引き上げ5年の据置期間中、同金利の50%を引き下げ、④ODAローン償還期間を30年（据置12年）まで長期化、⑤非ODAローン償還期間を25年（据置14

年)まで長期化。なお①、②、③はいずれも償還期間23年であるが据置期間は相違しており、債務軽減度合いは実質50%まで拡大される。

内陸国 (L L C) land-locked countries; 発展途上国*のうち、周囲を陸地に囲まれ自国内に海港を有しない国をいう。これに該当する発展途上国は、アフガニスタン、ボリビア、ブータン、ボツワナ、ブルンディ、中央アフリカ、チャド、ラオス、レソト、マラウイ、マリ、ネパール、ニジェール、パラグアイ、ルワンダ、スワジランド、ウガンダ、ブルキナ・ファソ、ザンビアの19カ国である。近年発展途上国は先進国の援助にあたって内陸国についてL L D C*並みの特別扱いを要求しているが、先進国側はこれに応じていない。

ナショナル・プロジェクト 明確な定義はないが、通常は大規模で重要な経済協力プロジェクトであって、特定企業(またはグループ)のみが実施するのではなく、関連業界の幅広い参加、協力の下に実施されるプロジェクト(合弁事業に限る)をさす。代表例としては、アサハン・アルミ(インドネシア)、ウジミナス製鉄(ブラジル)、日伯紙パルプ資源開発(ブラジル)などがある。通常、このようなプロジェクトに対しては閣議了解によって政府支援を決定し、O E C F*の出資、円借款*・

輸銀融資などの制度金融が適用されるものが多い。

77カ国グループ (G77) 国連内の機関・会議で先進国に対抗して結束した行動をとるための発展途上国*のグループ。1964年の第1回国連貿易開発会議*(U N C T A D)に参加して同一行動をとった発展途上国の数が77カ国であったため、以後この名がある。1993年現在グループに属する国・地域は、147を数え、從来国連の諸会議等で結束した行動を見せてきたが、発展途上国の分化傾向に伴い、産油国と非産油国、経済発展に成功したN I E s*と重債務にあえぐ低所得国等の意見の対立が生じている。また、最近では旧ソ連や東欧諸国が加入している。

N A F T A - 北米自由貿易協定

ナポリ・スキーム Naples Terms; パリ・クラブ*が最貧国*の公的債務返済に関し、1994年12月以降適用している債務軽減のための具体的措置。対象国は①デット・サービス・レイシオ*が高い、②国際開発協会*(I D A) 適格国である、③I M F*の経済調整策を実施中である、等を基準にケース・バイ・ケースで決定され、債務の50%または67%の削減がマチュリティー・ベースまたはストック・ベースで実施される。特に67%の削減率の適用は、①貧困基準(1人当たりG N Pが500ドル以下)、②重債務基準(債務残高/輸出額が

350%以上)を目安としてケース・バイ・ケースで決定される。また、67%削減の実施方法には、①元本を67%削減し、残りを6年据置を含む23年で繰り延べる元本削減方式、②現在価値ベースで67%削減できる水準にまで削減した金利で3年据置を含む33年で繰り延べる金利削減方法、③67%削減できるよう金利削減と据置期間中の金利の50%を元本に組み合わせて8年据置を含む33年で繰り延べる金利元加方式、および④ODA*債権の67%削減については16年据置を含む40年で繰り延べる方式の四つがあり、各債権国が任意に選択できることとなっている。

南南協力 south-south co-operation; 発展途上国*で地域経済協力等を通じ、相互の経済発展を図っていくこと。先進国と発展途上国間の経済協力と並行して、発展途上国相互間の経済協力を促進することの重要性が国際的に認識されてきているが、第5回非同盟首脳会議(1976年コロンボ)および77カ国グループ*(G77)発展途上国間経済協力会議(1976年メキシコ)等が開催され、新国際経済秩序樹立を目指に「集団的自立」の概念に基づき発展途上国間経済協力を具体化するための各種提案が採択された。

南南問題 south-south problem; 北=先進国と南=発展途上国*の間の経済格差およびこれに伴う諸問題

のことを南北問題*といふのに対して、南=発展途上国内部の分化傾向を南南問題といふ。これは南の諸国を一括してとらえることの意味が薄れ、南対北という単純な図式では、もはや今日の複雑化した南北問題をとらえることができないことを意味している。発展途上国内部での分化傾向は著しく、1960年代から70年代を通じて、工業品輸出増加を中心として高成長を続けてきたN I E s*, 石油価格引上げによる所得増加を主因に70年代にかなり高めの成長を遂げ、1人当たり国民所得が著しく高い産油国、逆に1人当たり国民所得の伸びが極めて低い非産油国等に分けられる。

南北サミット 1981年10月メキシコのカンクンで行われた「協力と開発に関する国際会議」であり、南北22カ国の首脳が参加した。80年2月に公表されたプラント報告*に南北問題*に関する世界的規模の首脳会議開催の提案があり、メキシコとオーストリアが中心となってその実現に努めた。本サミットには正式な議題ではなく、開発のための国際協力の将来と世界経済の再活性化(具体的には、食糧・農業開発、一次産品・貿易・工業化、エネルギー、通貨・金融問題)について討議が行われた。また自由な意見交換を目的としていたので決議はなされず、共同議長サマリーというかたちでまとめられた

本サミットでの焦点は国連包括交渉(GN)に対する対応ぶりであったが、北と南の有力な国々が集まり、アメリカを含め前向きの合意があつたことは、一応の成果といえよう。

南北問題 north-south issues；地球の北半球に集中している先進国と主として赤道付近から南半球にかけて位置する発展途上国*との間の経済的格差やそれから生じる種々の問題を指す。1959年にイギリスの銀行家オリバー・フランクスが初めて使った言葉。国数において世界の約8割、人口において約8割、面積において約6割を占める発展途上国（中国を含む）はGNPにおいては世界の約2割を占めるにすぎない。さらに86年の国民1人当たりのGNPも、先進国の1万2960ドルに対して発展途上国は610ドルと経済水準の格差は極めて大きい。基本的にはこの点から援助（経済協力）の必要性が導き出される。

難民救済 refugee relief；戦後最初に難民問題に取り組んだのは、UN RRA（連合国復興救済機関）であり、次いでIRO（国際難民機関）がその機能を継承した。IRO解消後は、1951年からUNHCR（国連難民高等弁務官）事務所が活動を開始し現在に至っている。79年には国連難民会議が開かれ、インドシナ難民対策が討議された。

我が国でもUNHCRの事業の重

要性が認識されはじめ、政府拠出もかなり増額されている。特に、インドシナ難民援助計画については、我が国が全体の半額を負担すると宣言している。

NIEs →新興工業経済地域

日・ASEAN通商産業大臣会合(AEM-MITI) 日本の通商産業大臣とASEAN*各の経済閣僚が一堂に会し、国際経済、貿易、投資、産業協力、環境協力など共通の关心分野につき幅広く意見交換を行う定期会合のこと。これまでに3回開催され、96年9月の第5回会合（於：インドネシア）では、CLM（カンボディア、ラオス、ミャンマー）WGが取りまとめた提言が報告され、AEM-MITIメンバーの了解を得るなど、活発な議論が行われた。

日本国際協力機構(JAIDO) Japan International Development Organization；発展途上国*に対する直接投資の促進を図るために、経團連が中心となって1989年4月に設立された株式会社。目的は、近年の我が国の貿易黒字を民間直接投資という形で途上国に還流することにより、途上国の経済発展に貢献しようというもの。

資本は、授権資本として200億円、当初払込資本として海外経済協力基金*（OECF）から20億円、民間から40億円の合わせて60億円であつ

たが、その後、東欧支援等のための追加出資がなされ90億円にまで拡大した。事業の内容は、発展途上国の外貨獲得産業の育成に資するものなど経済協力性の高いプロジェクトに対する先導的出資、プロジェクト・ファインディングのためのコンサルティング*業務。

プロジェクトの選定は、経団連内に設置された「国際協力プロジェクト推進協議会」が行う。その際、プロジェクトが我が国の輸出促進に結び付かないことなど8項目にわたる選定ガイドラインを基準にしている。

日本輸出入銀行（輸銀） →155～57ページ

入札形態（円借款関連） 円借款*の入札については、主に以下の3形態がある。

①国際競争入札 (ICB:international competitive bidding) : アンタライド*援助の入札形態がこれにあたる。つまり、調達先に限定がなく、借款供与国を含むすべての国から必要な資機材や役務を調達することができるもので、調達国にとって経済的かつ効率的な最良の入札方法であると考えられている。

②限定国際入札 (LICB:limited international competitive bidding) : 入札実施者が、予め、ある一定の基準（主に技術的、財務的な判断基準）により応札者を限定して、その一部限定された国際環境で競争

入札を行うもの。

③国内競争入札 (LCB:local competitive bidding) : 応札者を被援助国国内業者に限定して行う入札形態。被援助国の国内企業に対する自助努力*の促進、ビジネス・チャンスの提供等の意味では有効。

入札保証 bid bond ; 入札保証は、外国政府または外国の政府機関等が実施する国際入札に参加する際、不正業者の応札を防止するため徴求される保証金で、落札者が契約の締結を拒否したような場合、損害賠償あるいは制裁として、保証金が没収される。保証の方法としては、通常為替銀行に依頼して外貨建保証状（契約締結を拒否した場合、没収されるべき保証金額を必ず送金するもの）を発行するか、損害保証会社に依頼して保証証券（bond）を発行してもらい、これを相手方に送付する等の方法が行われている。入札主催者が正当な理由がないのに保証金（状）を返却しない場合にそなえて、輸出保険制度の中にボンド保険がもうけられている。（→168～73ページ）

人間開発指標（H D I） human development index; 一国の開発水準を人間開発に焦点を置いて評価するために国連開発計画*（UNDP）が開発した指標。従来の開発協力は必ずしも発展途上国*における貧困の緩和、生活の向上と結びついてお

らず、GNPのみによって評価することは不十分であるとの考えに基づき、寿命、知識、生活水準という人間開発の三つの基本的な要素を組み合わせたもの。具体的には、「平均寿命」、「教育達成度（成人識字率と平均就学年数の組み合わせ）」、「1人当たりGDP（購買力平価により調整）」の3指標を採用している。UNDPでは1990年より先進国を含む各国の人間開発指標を算出、さらには各国を男女別、所得層別、人種別等に細分化して分析した結果を「人間開発報告」として発表している。

年次供与国 円借款*供与国の中には、定期的（原則年1回）に円借款を供与するいわゆる年次供与国が存在する。年次供与国の場合、日本と当該国との定期的な協議を通じて、政策対話、相互理解が深まり、また円借款に関するノウハウが蓄積しやすくなるなどの利点がある。現在の年次供与国は、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、ヴィエトナム、モンゴル、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリ・ランカ、テュニジア、モロッコの12カ国。

賠償 サンフランシスコ平和条約に基づき締結された賠償協定による援助。一般に、各年度の賠償実施計画が両政府間で合意されると、その範囲の中で、日本人の役務や日本の生産物の供与が実施された。契約は求

債国使節団と日本（法）人が直接契約を締結し、我が国政府が契約の認証、使節団の債務の負担を行う形で行われた。また、賠償協定締結と合わせて、長期の民間投融資の促進（経済開発借款など）に関しても交換公文*を締結している。賠償協定にはよらないが戦後処理の一環として行われた援助として準賠償がある。1954年にビルマ（現ミャンマー）と賠償協定を締結し、77年に同じくビルマからの準賠償の完済を受けるまで、準賠償を含め、10カ国1地域に対し、総額6000億円を超える援助を実施した。

パイプライン pipe line；既に援助（政府借款）の約束（コミットメント*）をしたものの中、これから貸付（ディスバースメント*）が行われる予定の援助額を指す。我が国円借款*の場合では、貸付実施機関（海外経済協力基金*）と借入国側との間で、既にディスバース済みの額を差し引いた残りが、既存のパイプラインとなる。発展途上国*の各年の借款額は、このパイプラインからの資金量と新規借款からのディスバース量とを考慮して決定される。常に、各年のパイプラインからの資金量が極端に変動することなく、一定量が維持されることが望ましいといわれる。

バイヤーズ・クレジット buyer's credit；輸出に際して輸出国の金融

機関等が相手国の輸入者に対して直接、信用供与を行う方式。我が国では日本輸出入銀行*単独または輸銀と市中銀行との協調融資*の形となるものが多い。なおこの方式の一変形として、相手国金融機関へ信用を供与し、当該金融機関から相手国業者へ転貸を行わせるバンクローン*がある。

発展途上国(開発途上国) (LDC)
先進国に対応する概念で、“developing countries”, “less developed countries”と呼ばれている。一般的に1人当たりの国民所得が低く、産業構造が第一次産業に偏った国をいうが、確立された定義ではなく、世界銀行*, DAC*等は発展途上国のリストを設けている。

パリ・クラブ 特定の国の債務救済*に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。従来からフランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集し、開催されてきたことからパリ・クラブと呼ばれている。発展途上国*を中心とした債務国に対する債務救済*（リストケジュール*またはリファイナンス）において、そのフレームワークの調整等重要な役割を果たしている。繰延べの詳細は、債務国と債権国との個別の二国間交渉によって確定される。

バンクローン バンクローンとは広義では bank to bank のローンを

指し、アントライド*のもの、政府交換公文*によるものも含まれるが、一般的には輸出信用*の一形態としてのタイドのバンクローンを言う場合が多い。これは輸出に際し、輸出国の金融機関が輸入国の金融機関に輸入資金を貸し付け、それをそのまま輸入国の金融機関が輸入者に貸し付けるという形で信用供与が行われる。我が国の場合、この種のバンクローンにおける信用供与者は輸銀単独、または市中協融の形をとることが通例である。（バイヤーズ・クレジット）

ピアソン報告 Pearson Report; 1968年マクナマラ世界銀行*総裁の委嘱により元カナダ首相ピアソンを委員長として組織された「国際開発委員会」が作成し、69年にIMF*・世銀合同総会に提出された「開発におけるパートナー」と題された報告書。70年代の開発援助戦略に関する広範な提言を盛り込んだもので、経済協力に関する主な内容は①先進国は75年までにGDPの1%を経済協力にあてる、②ODA*は75~80年にGDPの0.7%にする、③援助条件は金利2%，期間25~40年（7~10年の据置）とし、75年までに達成する、等である。

非政府機関(NGO) non-governmental organization；利益の追求なしに開発問題に取り組む民間の非常利団体。小規模なものが多いが、政

府間の取り決めを結ぶ必要がなく、難民、災害問題など緊急な事態に自由な対応が取れることや、発展途上国*の農民や一般大衆に働きかけるなどの特徴を持った団体もあり、政府ベースの経済協力とは一味違った協力をを行う。日本には約300のNGOがあるといわれている。

協力分野では医療事業が4割近くと最も多いほか、旧ユーゴやルワンダの難民支援などNGOのメリットを生かした緊急救援*分野で顕著な活躍を見せている。なお、我が国でのNGOに対する援助実績は年々増加しているものの、国民1人当たりのNGO援助実績などは欧米諸国と比較して依然として低い。

BOT方式 プロジェクト・ファイナンス*を行う際によく用いられるスキームの総称。資産の取得、譲渡、操業等の形態により様々な方式が存在し、その中の代表格としてBOT方式がある。BOT方式とはBuild, Own(Operate) and Transferの略称であり、投資国企業が資金調達、プラント等の建設、一定期間の操業まで請け負い、運営収益で投下資本を回収し、その後に当該プラント等を被投資国に譲渡する新しい方式である。この方式は、被投資国にとっては、発展途上国*が公的借入を増やさない形でプロジェクトを進めることができること、投資国企業による運営管理を通して技術移転*効果

が見込める等のメリットを有する。しかし、投資国企業にとっては、資金調達から運営管理までのリスクを負うこと、プロジェクトの利害関係者が増えるためにリスクヘッジ手段が複雑になるなど問題も少なくない。なお、BOT方式と類似した方式として、資産を被投資国に譲渡しないBOO(Build, Own and Operate)方式、建設後直ちに資産を被投資国に譲渡するが操業は受託するBTO(Build, Transfer and Operate)方式などがある。

BHN Basic Human Needs(人間としての基本的ニーズ); 従来の援助は生産力の増強を目指すものが多くたが、所得分配の不均等から必ずしも貧困層の生活改善に役立っていなかったという認識のもとに、発展途上国*の貧困層に直接利益を及ぼす食糧、水、住宅、衣服、保健、医療、教育などの分野の援助に重点を置くべきだとする考え方。1973年頃からアメリカ、世界銀行*を中心に提唱されILLO、DACP*にも継承され現在に至っているが、発展途上国側では、経済成長を抑えることになるとして歓迎しない向きが強い。

東アジア経済協議体（EAEC）

East Asian Economic Caucus; マレーシアのマハティール首相が提唱。アジア太平洋経済協力*（APEC）加盟の東アジア諸国・地域を対象として、域内の相互理解の促進のため、

共通の関心事項につき協議を行う緩やかなコーカス（協議体）を形成しようとする構想。マ首相が当初提唱したE A E C構想は貿易ブロック化、人種差別的との批判を受け、アメリカ等の反発を招いていた。この批判を受け、オープンで外に開かれた組織であり、かつ貿易問題のみならず投資、経済協力等メンバーの共通関心事項を議題とする場としてのE A E Cが、A S E A N*内のコンセンサスを得て、提唱されている。しかし、アメリカ等は依然として本構想に関し危惧を抱いている。

東アジアの奇跡 The East Asian Miracle; 世界銀行*が1993年9月に発表したレポート。第二次大戦後に高成長を成し遂げた東アジア各国（日本、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ）について、その成長要因を分析している。安定的なマクロ経済運営や人的資源開発、外国からの技術の受入れや農業開発等の経済発展の基礎的な条件を整備する上で、政府の役割が大きかったことを高く評価している。さらに、東アジア各国で選択的政策介入が実施されたことにも触れ、特に輸出振興戦略の成果を重視し、他の発展途上国*にも適用可能であるとしている。それまで市場機能を重視し、「政府の失敗」に対する警戒感が強かった世銀が、大きな路線変更を行ったとして注目を

集めた。しかし選択的介入の許容には幾つか留保条件がつけられており、選別的融資は行政能力の弱い他の途上国には適応が難しく、産業政策は日本以外では成功したとは言えない結論づけている。この点で従来の構造調整*政策自体に変更を加えるものではなく、政府の役割を重視する論者からは批判も出ている。

フィージビリティ調査 (F/S) feasibility study; プロジェクトについて、資金の供与、出資(企業化)を決定する前提として、経済的・技術的可能性・妥当性、投資効果等を調査すること。予備調査に近いものから工事実施のための詳細設計に近いものまであるが、一般的には経済的評価、解析に重点が置かれる。現地における調査作業の後、報告書が作成され、資金供与なし出資決定の有力な判断材料となる。発展途上国*に対しては技術協力*事業としてなされることが多い。

フェイド・アウト(アウェイ) fade-out (away); 外資系企業の外資出資比率を段階的に遞減させて自国企業化していく方式。発展途上国*は、自国経済のために先進国から資本を導入する必要があるが、導入により自国経済が外国資本の影響下におかれ経済自立化が妨げられるのを恐れる傾向がある。企業設立時は資本不足を補うため外資マジョリティ（外資の出資比率50%超）も止むを得な

いが、徐々に外資の比率を低下させ自国資本に企業支配権を移行させていく方向がとられる。

プラント・エンジニアリング契約

プラント・エンジニアリング契約を、請負人に対する対価の定め方により大きく分類すると、ランプ・サム(lump sum)型契約とコスト・プラス・フィー(cost plus fee)型契約に大別できる。ランプ・サム型契約とは、請負人が施主の計画や仕様書に定められた業務や供給すべき物の全部を一括した総金額で提供することを約した契約の形態をいう。したがって、この契約のもとでは、仮に工事費用が合意した契約金額を上回っても、施主からは追加的支払いが行われないことが一般的である代りに、工事費用が契約金額よりも安く済んだ場合には、この差額は請負人の利益となる。コスト・プラス・フィー型契約とは、請負人が提供するサービス、供給品に対して、施主から請負人に対し、実費(コスト)の他に報酬(フィー)を支払うという形態の契約をいう。したがって、この形態の契約のもとでは、コストとフィーの部分を明確にし、コストの管理、承認、金額の決定方法をあらかじめ明確にしておく必要がある。コストの管理のためには、請負人が買付けを行う資材の購入価格、支払い方法、労務者に対する賃金等については施主の承認を受けることが通例

となっている。したがって、インフレその他のコストアップのリスクは施主側が負担することとなる。

プラント・バージ特別円借款 1982

年10月の「総合経済対策」の一環として設けられた円借款*の特別枠。プラント・バージとは、発電プラント等の設備をのせたバージ(平船、自走能力のないもの)のことであり、輸出国で生産、組立てを行い、船で曳航し、相手国のサイトに据えつけるものである。現地における建設期間が短く、投資効果が早く生じるなどのメリットがあり、発展途上国*からの要請も多かったものである。本借款を特別円借款として経済対策に盛り込んだ理由としては、プラント・バージ輸出が、上述のような経済協力効果を有すると同時に、我が国の輸出促進、内需拡大の効果も併せ持つためである。なお、この対策は、83年4月の「今後の経済対策について」においても、その一層の推進が確認された。

プラント報告 Brant Report; プラント元西独首相を委員長とする国際開発問題独立委員会が1980年2月にワルトハイム国連事務総長に提出した報告。委員会はマクナマラ世銀総裁の提案により設置されたものであり、プラント委員長以下18名の専門家の委員により構成された。この報告中の主要勧告は次のとおりである。

①1985年までにODA*のGNP比

0.7%達成。

②貧困国への年間40億ドルの追加的援助。

③産消双方の負担による国際エネルギー戦略の実施。

④既存国際金融機関の改革と新しい機関(world development fund)の創設の検討。

⑤共産圏、上位途上国の援助参加。

⑥援助のための自動的資金調達(国際税、海底資源開発利益)の検討。

⑦これらのうち1985年までの「緊急計画」を実施する政治的強化のため、先進国、途上国双方を公正に代表する国々の首脳によるグローバル・サミットの開催。

プラント輸出 発電設備、船舶、車両あるいは工場全体の輸出など生産設備の輸出。1件当たりの契約金額が巨額で契約から引渡しまでに時間がかかり、相手国が発展途上国*であることが多い。普通、延滞輸出の形態をとることが多い。我が国のプラント産業は高度成長期における国内設備投資や1970年頃からの旺盛な海外需要の中で順調な発展を遂げ、中核的な産業として成長し、またその過程で、「摩擦なき輸出」や、我が国産業構造の高度化等を実現する産業として大きな役割を果たしてきた。80年代半ば以降は世界のプラント輸出市場の規模が、中東産油国における外貨収入の減少や主要発展

途上国における債務累積問題*の深刻化の中で縮小・低迷するとともに、さらに85年以降の円高の急激な進行による影響もあり、プラント産業の経営環境は著しく悪化した。しかしながら、その後世界経済の好況、アジア地域の設備投資の活発化、債務累積問題が小康状態をえたことにより、世界のプラント需要は回復傾向にある。95年度の我が国企業による海外プラント成約実績は197億4000万ドルを記録し、5年連続の伸びとなった。

プラント・リノベーション協力 発展途上国*における既存プラントの再活性化のための協力。オーバーホールの時期に至りながらこれが十分に実施されていないプラントや、操業技術・保守管理技術等の制約から、稼働率の低下やコストの上昇を招いているプラントの再活性化を図るために、フィージビリティ調査*、資金協力*等の協力を糾合して行うもの。また、既存プラントの再活性化であるため、新規にプラントを建設するよりはるかに低コストですむという利点がある。プラント・リノベーション協力は、①技術の移転と定着、②生産活動にたずさわる人造り、③自国産品の輸出機会の増大(コストダウンや品質管理による輸出競争力の強化)等をあわせて達成できる利点がある。

ブレイディ提案 Brady Initia-

tive; 累積債務問題*解決のため、1989年3月にアメリカのブレイディ財務長官が行った提案。この提案は同年4月のG7会合、IMF*暫定委員会、IMF・世銀合同開発委員会において大枠が合意された。そして7月のアルシュ・サミットにおいても参加国によって支持されたことによって、新債務戦略が実行されることになった。この提案は、債務削減と金利軽減の必要性を、また国際機関の関与を重視している。その意味でも前年の宮沢構想と一体のものといえる。

新債務戦略に基づき対民間銀行債務の削減などを実施するための協定締結は、これまでメキシコ(1980年2月)、フィリピン(90年1月、2月)、コスタ・リカ(90年5月)、ヴェネズエラ(90年10月)、ウルグアイ(91年1月)、ナイジェリア(91年12月)等を対象に行われている。協定内容を見ると、元本削減、利払い削減、ニューマネー貸与とキャッシュ・バイ・バック等対象国ごとに異なるメニューの選択と選択割合となっている点が特徴的である。(→80~89ページおよび166~67ページ)

プレビッシュ報告 Prebisch Report; 1963年の第1回国際貿易開発会議*(UNCTAD)総会で、UNCTAD初代事務局長プレビッシュにより提出された「新しい貿易政策を求

めて」と題する報告。南北問題*の原因を明らかにし、問題解決のために先進国の協力のあり方などについて提案を行った。南北間の所得格差の是正のためには、貿易の円滑化や援助の促進を通じて、発展途上国*の必要な輸入額と現実の輸出額との間のトレード・ギャップを埋めることが必要だとする。UNCTADにおいて「援助よりも貿易」を主張する発展途上国側の基調をなした。

プログラム援助 被援助国の全体的な開発計画のなかで、独立した具体的なプロジェクトとならないもの、あるいは小規模である等によりプロジェクトになりにくいものへの資機材の供与を目的とする援助をいう。この援助は、貸付実行が早いことから被援助国の国際収支改善の効果を有しているが、開発計画とのリンクを持っている点で商品援助*とは異なる。

プロジェクト援助 円借款*の形態の一つで、発展途上国*の港湾、鉄道、通信網、また発電所等のインフラストラクチャ関連プロジェクトを中心として各種プロジェクトの実施のために供与されるもので、円借款の大部分はこの形態である。商品や単体の機械を調達するための援助とは異なり、必ず工事が付帯することとなる。プロジェクト援助では、プロジェクトの経済的・技術的フィージビリティが確認されることが供

との前提条件となる。発展途上国の多くはプロジェクトの計画立案、事業調査等の能力が十分でないため、プロジェクト育成が難しい状況にあり、我が国では、政府ベースの技術協力*の一環として、プロジェクト・ファインディング調査やフィージビリティ調査*等により、発展途上国のプロジェクト育成に協力している。プロジェクト・ファイナンス project finance; 返済原資を特定のプロジェクト(事業)に関わる収益・資産に限定した金融のこと。債権者に対し、プロジェクトからのキャッシュ・フローのみ、あるいはプロジェクトが完全に失敗した場合はその資産価値も加えたものを財源として返済される金融形態「ノンリコース (non-recourse)」と債権者がプロジェクトのスポンサーである親会社の資産に対して限定的な遡及償還請求権をもつ金融形態「リミテッドリコース (limited-recourse)」とに大別できるが、ハイリスクのため後者による場合が多い。プロジェクト・ファイナンスの組成にはスポンサー、工事等を請け負うコンタクター等多くの利害関係者がコミットするため、各々のリスク負担・債権保全を図るためにセキュリティーパッケージ(各利害関係者間による種々の契約の総称)が結ばれる。近年、BOT方式*など資金調達の一つとして、プロジェクト・ファイナンスがよく

用いられており、政府開発援助*(ODA)に代わる発展途上国*のインフラ整備の手段として脚光を浴びている。

米州開発銀行 (IDB) ~140~43ページ

米州機構 (OAS) Organization of American States ; アメリカ合衆国とラテンアメリカ諸国を加盟国とする地域協力機構。1948年の米州諸国憲章に基づき、51年に設立された。加盟国は92年末でアメリカ合衆国、ラテンアメリカ・カリブ諸国合わせて35カ国、域外の常任オブザーバー国が日本を含み29カ国およびE C、事務局をワシントンに置く。組織、機構としては総会(定期、特別)、外相会議、理事会のほか下部機関として平和的解決米州委員会、米州法律委員会、米州人権委員会などがある。米州機構の目的は、①米州地域の平和、安全の維持、②加盟国間の紛争の防止と平和解決、③侵略に対する加盟国の共同行動、④加盟国間の政治、法律、経済問題の解決、⑤加盟国の経済、社会、文化的問題に対する共同行動にある。19世紀の汎米主義をひきつぎ、第2次大戦後の米ソ対立の中で、アメリカ合衆国のラテンアメリカ諸国に対する霸権確立、共産主義に対する集団防衛、政治協力体制の確立をねらって設立されたものである。

近年では、民主体制の防衛に向

て、ハイティのクーデターへの経済制裁やペルーのフジモリ政権への経済援助の一時停止等、共同行動をとっている。

米州サミット The Americas Summit; 米州域内の市場統合、民主化の推進、持続可能な発展の促進を主要テーマに協議するため、1994年12月9日から11日、アメリカの呼びかけてマイアミで開催された北米、中南米34カ国の首脳会議（キューバを除く）。冷戦時代の後のアメリカの経済覇権戦略と政治・経済危機からの再建を目指す中南米諸国の思惑が一致し、開催が実現。アメリカは、従来の中南米への一方的な「援助供与」の立場から、米・中南米における貿易を核とした「相互依存」関係を重視し、米州自由貿易圏（FTA A）構想の実現を打ち出した。同サミットでは、特に2005年までにFTA Aの創設交渉を終了することを謳った「原則宣言」、NAFTA*、メルコスール*、アンデス共同市場、中米共同市場等の既存の自由貿易協定の再編と拡大のための具体的課題を盛り込んだ「行動計画」を採択。そのため、APEC*の加盟国であり、南米諸国で最も自由化の進んだチリのNAFTA加盟の協議が当初、決定された。もっとも南米諸国は大筋で自由貿易圏の拡大による貿易の活性化を認めているが、ブラジルは南米自由貿易地域構想（ALCS

A）やメルコスールを通じてアメリカ主導によるNAFTA拡大を牽制し、チリもNAFTA加盟をめぐりアメリカ議会の抵抗に会う中で、96年7月、メルコスールとの自由貿易協定の締結やEUに接近しており、FTA Aの加速化への警戒感は大きい。FTA A設立交渉のフォローアップは、95年6月にデンバーで、96年12月にコロンビアで米州貿易相会議で行われた後、第2回米州サミットがサンタクルス（ボリヴィア）で開催されたが、アメリカを含む19カ国の首脳が欠席した。97年5月、ペロ・ホリゾンテ（ブラジル）での米州貿易相会議では、貿易自由化の進め方、自由化期限をめぐりアメリカ・ブラジル間に激しいせめぎ合いが見られた。第3回米州サミットは、98年3月、チリで開催予定。

貿易保険制度→168～73ページ

北米自由貿易協定（NAFTA）

North America Free Trade Agreement; 1989年に発効した米加自由貿易協定を基礎に、アメリカ、カナダに新たにメキシコを加えた3カ国との間での自由市場創設のための枠組み協定であり、3カ国政府は92年10月に調印し、94年1月1日から発効した。NAFTAには協定内容を示す二つの文書（附属文書と協定本文）がある。重要なのは協定本文中の条文であり、条文は関税の撤廃、投資の自由化、原産地規則、自動車

などの個別産業分野に関する合意事項などから構成されている。条文の基本的性格は、北米商品（工業製品、農業、金融、サービス）とされる製品について3カ国間の貿易に関し、すべての関税を撤廃することにあるが、資本の自由化による域内分業体制の再構築も自由貿易を補完するものとして重視されている。関税の撤廃の度合いは、商品カテゴリーにより、多くのものは即時撤廃されるが、残りは5、10、15年の経過を経て段階的に撤廃されることになっている。58年にE Cの前身であるE E Cが発足してから36年ぶりの、世界の主要経済地域における経済統合として注目を浴びた。93年以降統合を深めているE Uと比較すると、域外共通関税を導入しないこと、労働力移動の自由化に関わる合意は含まれないこと、メキシコに対する例外措置、経過的措置を認めていること、など多くの点で異なっている。

マイクロクレジット microcredit; マイクロクレジットとは、担保を持たず一般の銀行から融資の対象となるない人々、特に人間として最低限の尊厳を持って暮らすことさえ極めて困難な人々に少額ながら融資を行う制度である。有名な事例として、バングラデシュのグラミン銀行の例があげられる。グラミン銀行の場合、女性を対象に日本円にしておおよそ5000円から1万円程度の融資を行い、

女性達はそれを元手に牛の飼育、竹細工作り、機織りなどの地域の中で自分の能力に見合った小規模な事業をスタートさせ、収入を得るようになるなど一定の成功を収めている。

マスター・プラン (M/P) master plan; 各種開発計画の総合基本計画を策定する調査で、全国または地域レベル、あるいは特定の分野（セクター）別の長期計画を策定。種々のプロジェクトの開発優先順位等が決定される。M/Pの策定は、多種のプロジェクトが整合性をもって効率的に実施される必要がある場合等において、調査の最初の段階として実施される。広範囲にわたる調査が必要なため、通常の場合に比し、調査団の構成メンバーは多くなる。

見返り資金 商品借款または食糧援助*やノン・プロジェクト無償資金協力*等による供与資金を使って輸入された物資を援助国国内で売却した結果、被援助国政府が得る国内通貨のこと。見返り資金は、その適正使用を確保し、有用性を高めるため、交換公文*において、積立、使途限定、報告等について規定されている。近年、多くの発展途上国*においては、経済社会開発のために必要な内貨が逼迫している状況にあり、商品借款供与に伴う見返り資金の積立ては、内貨融資*の弾力的供与とともに、内貨不足を解消する一助となり得るものである。

南アジア地域協力連合（S A A R C） South Asia Association for Regional Cooperation; バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリ・ランカの南アジア7カ国で構成される地域協力機構。1985年12月バングラデシュのダッカで7カ国首脳会議が開催されS A A R Cが正式に発足した。この首脳会議でダッカ宣言が発表され、各国の協力により地域の「民族的・集団的自立」の達成をうたったS A A R C憲章が調印された。これまで8回にわたる首脳会議が開かれ、貧困問題の解決、婦人問題、災害対策協力など種々の域内協力が実施され、93年には発足以来初めて外国援助の供与を受けた。97年5月に開催された第9回の首脳会議では、インドのイニシアティブで域内貿易を自由化する南アジア自由貿易地域（S A F T A）を2001年までに実現することで合意した。

民間資金（P F） private flows ; 先進国から発展途上国*への資金の流れ。具体的には民間による①輸出信用、②出資または5年超の貸付、③二国間証券投資、などがある。

無償資金協力 発展途上国*の経済社会開発、民生の安定および福祉の向上に寄与することを目的に行われる援助で、そのために必要な施設、資機材および役務の調達のための資金を返済義務を課さずに供与するも

のである。我が国の無償資金協力による援助は1968年度より開始された。予算費目は、経済開発等援助費および食糧増産等援助費に分かれており、その特質で分類すると、①一般無償援助、②水産関係援助、③災害関係援助、④文化関係援助、⑤食糧援助*（K R 援助）、⑥食糧増産援助*（第2 K R）、⑦小規模無償援助に分けることができる。

メコン河委員会 メコン河の下流域4カ国（カンボディア、ラオス、タイ、ヴィエトナム）で構成する国際河川委員会。東南アジア最大の国際河川であるメコン河流域の調査・開発に関する国際協力を目的とする。最初のメコン委員会は、E C A F E（現在のE S C A P*）のイニシアティブの下に1957年に設立された。内戦のためカンボディアの参加が不可能となると、残りの3カ国によりメコン暫定委員会が77年に組織され、最近まで活動を継続してきた。現在の委員会は95年4月に締結された「メコン河の持続的開発に関する協力ための協定」により設置されたものである。メコン河委員会の機関としては、各國の閣僚レベルの代表で構成される理事会、各國の関係部局長以上の者により構成される合同委員会、事務局がおかれている。

近年、メコン河流域においては、工業用水、灌漑などのための水需要は増加している。1995年協定は、こ

うした水利用をめぐる利害の調整を図り、紛争を未然に防ぐための実体的・手続き的規定をおいている。たとえば、第5条では、「流域内使用」(intra-basin use) と「流域間転流」(inter-basin) という概念を設定し、それに関する手続きを定めている。雨期については、流域内使用は合同委員会への通告で足りるが、流域内転流については、合意を目的とする事前協議が要求される。乾期については流域内使用についても、合意を目的とする事前協議が要求される。流域間転流プロジェクトは、プロジェクトごとの特別の協定により、合同委員会において事前に合意されなければならない。水が不足する乾期にはより厳しい手続き要件が課されているのである。現在、タイの転流計画に対して下流国が自国への影響を懸念しており、この条約の枠組みが実際に機能するかどうか注目される。

メルコスール (MERCOSUR <スペイン語>, MERCOSUL <ポルトガル語>) Mercado Comun del Sur, Mercado Commun de Sul; アルゼンティン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの4カ国は、1991年3月26日に共同市場の創設を目指したアスンシオン条約を締結し、95年1月1日、メルコスール（通常、南米南部共同市場と訳される）が正式発足した。もとは85年のアルゼンティ

ン・ブラジル経済統合協力計画から始まったが、80年代後半の両国の経済自由化・開放策、90年6月にブッシュ大統領が提唱した中南米支援構想 (E A I E) を背景に進展した。人口1億9000万、G N P 1兆ドル (A S E A N*の1.5倍) の市場規模をもち、発足以降、急速な域内貿易の成長とともに、米州全体にまたがる自由貿易圏の拡大に積極的に取り組んでいる。現在、貿易自由化計画、対外共通関税（一部、例外品目含む）の設定により自由貿易地域を経て関税同盟の段階にある。

統合スキームの過程は、基本的に加盟国の独立性と主権が尊重され、一定の時間的順序に従って進められている。だが共同市場の創設まで各國の経済政策や立法の調整が大きな課題とされている。既に貿易自由化計画、対外共通関税、原産地証明、セーフガード条項の共通規範が設定され、発足直前にはメルコスールの組織機構を正式に定めたオウロ・プレト議定書、メルコスールの紛争解決手続きを定めたブラジリア議定書が制定された。メルコスールの共通政策や法の調整は、最高決定機関である共同市場審議会、執行機関である共同市場グループ、事務局を中心に綿密に行われている。発足後、EUとの間で2005年までに自由貿易圏の形成が確認される他、96年にチリ、ボリビアと自由貿易協定の締結、

97年中にエクアドル、コロンビア、ペルー、ヴェネズエラ、メキシコとの同協定の締結交渉が予定され、南米地域諸国との政治的な連携強化に大きな弾みをつけている。

融資比率方式 融資比率方式とは、借款供与額の算定に当たって、外貨、内貨合計の総事業費を分母としてそれに一定の比率を乗じた金額を供与額の基礎額（基礎額に融資不適なものが含まれる場合は除く）とするものである。世界銀行*、アジア開発銀行*(ADB)等で採用されており、我が国も1989年度から採用している。この「融資比率方式」により、円借款*供与の限度額は、後発发展途上国*の場合、総事業費の85%相当額または外貨コストのいずれか高い方を上限とし、低所得发展途上国、中所得发展途上国の場合、総事業費の75%相当額または外貨コストのいずれか高い方が上限となっている。また、中進国に対しては、総事業費の60%相当額が上限となっている。

ユーロドラー eurodollar; アメリカ以外の銀行、主としてヨーロッパの銀行に預けられているドル資金。特色は、どの国の統制も受けず、預入れも貸付も国際レベルで自由に行われていること等。アメリカの国際収支の赤字を背景とした大量のドル流出、さらには1973年以降の大量のオイルマニーの発生によりその規模が拡大した。ユーロ市場は、70年代

以降、发展途上国*への資金還流という機能を果してきたが、近時のユーロ市場は先進国間の資本移動が主流となる傾向をみせており、发展途上国に資金を還流させる新たなメカニズムが求められている。

輸出信用 輸出信用にはサプライヤーズ・クレジット*（いわゆる延払輸出）と、バイヤーズ・クレジット*およびバンクローン*（いわゆる直接借款）の方式がある。いずれも政府金融機関たる日本輸出入銀行*の金融が付けられ、サプライヤーズ・クレジットの場合は輸銀市中協融、バイヤーズ・クレジットおよびバンクローンの場合は、輸銀単独もしくは輸銀市中協融の形となるのが通常である。

輸出信用ガイドライン 先進国間の輸出競争を回避するため、先進国間の取扱による、公的支持を受けた輸出信用*を対象とする最低金利、最長信用期間等を骨子とするガイドライン。当初は日本、アメリカ、EC間の紳士協定として始まったが、現在トルコ、アイスランド、メキシコ、チエッコ、ポーランド、ハンガリーを除くO E C D加盟国が参加している。タイドエイド（部分アンタイド*を含む）の規制強化等を盛り込んだ現行のヘルシンキパッケージ（1992年2月発効）には、商業条件で実行可能なプロジェクトへのタイドエイド供与禁止が規定されており、当該

案件に対しタイドエイドを供与することの妥当性について、参加国間で毎月コンサルテーションが開催されている。

要請主義 我が国の政府開発援助*（ODA：円借款*、無償援助、技術協力*等）実施上の基本原則で、発展途上国*から我が国政府が、公式ルートを通じた外交文書（口上書等）による正式要請を受けてはじめて検討、実施するというもの。これが、アフリカ、中南米等我が国になじみの薄い諸国に対する援助拡大の一つの問題となっている。我が国の要請主義に対し、西欧諸国では逆に借款供与国からのプロポーザルにより供与されているところもある。近年、我が國の方から積極的に案件の発掘に乗り出し、相手国側に働きかけるべきであるとの議論がある。

リインバース方式 reimbursement; 借款のディスバース方式の一種で、借款利用に基づく輸入契約をまず借款借入国政府が決済し、その後、借入国政府より借款供与実施機関（我が国の場合、海外経済協力基金*）に対し、リインバース（支払い代金の請求）の申請が出され、このリインバースにより貸付実行が行われる方式。この方式は、ディスバースメント*が、個々の輸出入契約の決済と必ずしも一致せず、借入国の資金繰りに応じて行われる点に特徴がある。我が国の借款供与の例では、商

品援助*の一部にこの方式が適応されている。

リスケジュール→債務繰延べ

累積債務問題 発展途上国*においては国内貯蓄が不足しているため、経済開発のための投資資金を対外借入により調達している。そして対外借入が継続的に行われる結果、対外債務が累積することとなる。発展途上国の債務累積額（短期債務、民間債務を含む）は世銀推計によれば、1992年末には1兆7030億ドルで前年度よりほぼ1000億ドルの増加になる。特に低所得国と低位中所得国の多く（とりわけサハラ以南のアフリカ諸国）は新規資金流入の停滞、既存債務に伴う重い返済負担によって経済・社会開発は著しく低迷を余儀なくされ、外部環境の変化への耐久力は依然として脆弱である。中南米を中心とする中所得国は新債務戦略等により近年国際資本市場からのニュー・マネー導入に成功している。（→166～67ページ）

レター・オブ・インテント（L I） letter of intent; 契約の基本的な内容を明らかにし、それから逸脱することなく将来契約を締結する旨の意思を表明する当事者双方の署名文書。円借款*に係る契約取引上、レター・オブ・インテントは落札通知書（notice of award）とほぼ同目的のもの、あるいはそれに代わるものとして出されるものが多い。本来なら

落札通知→正式契約→着工命令（notice of proceed）の手続きを踏むところを、正式契約には時間がかかることが多いため、工事の着工が遅れることがあり、これを避けるため、落札通知書と着工命令の両方の役割を兼ね備えたレター・オブ・インテントが比較的よく利用されている。

レター・オブ・インテントは仮契約であり、当事者双方が署名すれば正式契約までの間、当事者双方を拘束する。

レター・オブ・インテントの役割を列挙すると以下のとおり。①落札通知書、②工事着工の義務づけ、③正式契約の義務づけ。

ローカル・コスト（L C） local cost；プロジェクト援助*を供与する場合、プロジェクト実施に必要な資金のうち、現地で調達可能な部分（現地工事に係る人件費、一部資機材等）の経費。我が国の円借款*は、基本的にはローカル・コスト以外の外貨分について貸付がなされるが、要請に応じケース・バイ・ケースで、総事業費の一定比率を上限にローカル・コストについても融資を行うこととしている。（→融資比率方式）

ローン・アグリーメント（L/A） loan agreement；貸付契約。円借款*供与手続きにおいて、日本政府が供与決定し、両政府間で交換公文*を締結した後、貸付実施機関である

海外経済協力基金*と相手国政府もしくは政府関係機関との間で締結される貸付契約のこと。交換公文が政府間の形式的合意であるのに対しローン・アグリーメントは、融資に係る詳細な条件等を付した実質的な契約であり、実際の貸付実行（ディスバースメント*）もこれに基づいて実施される。最近においては、少額の借款供与については、交換公文の締結をすることなく、ローン・アグリーメントの締結のみで借款を供与する場合もある。（→交換公文なき借款）

ロメ協定 EC12カ国とACP（アフリカ、カリブ、太平洋地域にあるEC諸国の旧植民地）諸国69カ国との間の通商・産業協力、資金・技術援助に関する協定。第1次協定（期間1976年4月1日～80年2月29日）、第2次協定（同80年3月1日～85年2月28日）、第3次協定（同85年3月1日～90年2月28日）に引き続き、現在は、第4次協定（同90年3月1日～2000年2月末）となっている。

第4次協定の改正点は、①実効期間を10年（前協定の期間は5年）、②ハイチ、ドミニカ共和国、ナミビアの3国が新たに加盟、③債務問題の深刻化を本協定で初めて取り上げる（特別借入金を助成資金に転換し、スタベックス*債務を廃止する）、④環境保護対策の強化（毒性廃棄物および放射性廃棄物の輸出禁止）等

がある。現行第4次協定は、第1次、第2次、第3次協定におけるE C、A C P間の主要な協力手段の継続、強化を図り、資金規模は総額120億E C Uを予定している。

ワク供与方式 円借款*供与決定に際し、一定期間における援助資金枠のみを決定し、その後、対象プロジェクトが具体化した段階で対象を特定化する方式をいう。これは①毎年年次ベースで援助決定する国の場合、援助決定までに対象プロジェクトが

特定できない、また②それ以外の国の場合、特殊な事情により、緊急に援助決定をしなければならない等の理由によるものである。実施の方法は①供与約束の段階で援助枠を決定し、その後対象が具体化した時点で案件ごとに交換公文*を締結する、②援助枠についての交換公文を締結し、その際対象候補プロジェクトをリストアップし、貸付契約の時点で対象案件を特定化する、という二つの方式がある。